

# Review of Asian and Pacific Studies

## アジア太平洋研究

特別号 〈特集：シベリア抑留の実態解明へ  
——求められる国際交流と官民協力〉 2014

はじめに .....	富田 武
I 公開シンポジウム「シベリア抑留の実態解明へ」の概要	
6月1日「シベリア抑留」シンポジウム——築かれた国際的共同研究の土台 .....	富田 武
II カザフスタンにおける日本人抑留	
カザフスタンの捕虜——収容から送還まで .....	ヌルラン・ドゥラトベコフ
カザフスタンの捕虜収容所——保健衛生の実情を中心に .....	ヌルシャート・ジュマヂローヴァ
日ソ戦争の日本人捕虜に関する公文書 .....	ジャンボラート・バイムリノフ
カルラーク博物館 .....	バヤン・ジュヌツソヴァ
カザフスタン抑留秘話 .....	呉 正男
写真で見る日本人抑留者の足跡 .....	味方 俊介
回想記に見るカラガンダの日本人捕虜 .....	富田 武
補・カラガンダ残留者阿彦哲郎 .....	富田 武
III 抑留研究の現状と運動の課題	
ソ連指導部による日本軍将兵抑留決定の動機 .....	エレナ・カタソーノヴァ
未来への記憶——『カラガンダ州における日本人捕虜』刊行に寄せて .....	ヌルラン・ドゥラトベコフ
歴史の継承へ——特措法制定3年後の課題 .....	有光 健
抑留研究の成果と今後の課題 .....	富田 武
シベリア抑留問題入門——何から読んだらよいか .....	富田 武

Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University

成蹊大学アジア太平洋研究センター

# 『アジア太平洋研究』

Review of Asian and Pacific Studies

## 投稿案内

### 編集方針

『アジア太平洋研究』は、日本・北米を含むアジア・太平洋地域に関する問題や政策課題の理論的、経験的研究を促進するために、これらの領域に関する研究論文の投稿を歓迎する。本誌は多分野を扱うことによってそれぞれの専門研究の充実を図るとともに、異分野の研究者間の交流促進に寄与することも狙いとする。

### 投稿規程

1. 論文は和文または英文に限定する。和文の場合、図表込みで1編およそ400字詰め横書き原稿60枚（同等のワープロ原稿）以内とする。英文の場合、図表込みでダブルスペースA4判40枚（10,000語）程度とする。また論文には英文のアブストラクト（300語程度）をつけるものとする。投稿はワードプロセッサによって作成された論文が望ましく、完成原稿とその電子データを、成蹊大学アジア太平洋研究センターに送付する。なお、電子データの送付については、電子メールの添付ファイルで送信してもよい。
2. 投稿された論文は原則として複数のレフリーの審査を受ける。採用・不採用にかかわらず、投稿原稿は返却しない。
3. 投稿の書式などの詳細はセンターに直接問い合わせるか、ホームページ（<http://www.seikei.ac.jp/university/caps/japanese/04publication/info.html>）を参照されたい。

### 編集委員会

委員長：中神康博

委員：田口誠、鈴木誠一、中野由美子、塩澤一洋、愛甲雄一

編集事務局：神田昭子、関島広祥、仁井田恵美子

---

2014年3月発行

発行所 成蹊大学アジア太平洋研究センター  
〒 180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町 3-3-1  
TEL: 0422-37-3549 FAX: 0422-37-3866  
E-mail: caps@jim.seikei.ac.jp

発行者 成蹊大学アジア太平洋研究センター  
『アジア太平洋研究』編集委員会

印刷所 株式会社 東京技術協会  
〒 108-0073 東京都港区三田 4-8-41

## 目 次

はじめに	富田 武 (1)
I 公開シンポジウム「シベリア抑留の実態解明へ」の概要	
6月1日「シベリア抑留」シンポジウム——築かれた国際的共同研究の土台	富田 武 (3)
II カザフスタンにおける日本人抑留	
カザフスタンの捕虜——収容から送還まで	ヌルラン・ドゥラトベコフ (7)
カザフスタンの捕虜収容所——保健衛生の実情を中心に	ヌルシャート・ジュマヂローヴァ (11)
日ソ戦争の日本人捕虜に関する公文書	ジャンボラート・バイムリノフ (17)
カルラーク博物館	バヤン・ジュヌツソヴァ (21)
カザフスタン抑留秘話	呉 正男 (25)
写真で見る日本人抑留者の足跡	味方 俊介 (27)
回想記に見るカラガンダの日本人捕虜	富田 武 (33)
補・カラガンダ残留者阿彦哲郎	富田 武 (37)
III 抑留研究の現状と運動の課題	
ソ連指導部による日本軍将兵抑留決定の動機	エレーナ・カタソーノヴァ (41)
未来への記憶——『カラガンダ州における日本人捕虜』刊行に寄せて	ヌルラン・ドゥラトベコフ (49)
歴史の継承へ——特措法制定3年後の課題	有光 健 (53)
抑留研究の成果と今後の課題	富田 武 (57)
シベリア抑留問題入門——何から読んだらよいか	富田 武 (67)

## はじめに

## Introduction

富田 武\*  
Takeshi Tomita

成蹊大学アジア太平洋研究センター (Center for Asian and Pacific Studies : CAPS) は、法学部富田武特任教授の提案を受けて、「日本人ソ連抑留 (いわゆるシベリア抑留) に関する学術討論会及び公開シンポジウム」を国際交流基金の助成 (知的交流会議助成プログラム) を受けて実施すべく、2012年12月に同基金に申請し、2013年4月下旬に採択通知を受けました。

同事業の実施は採択通知から1ヵ月余りという厳しい日程でしたが、ゲストのヴィザ申請、飛行機及びホテルの手配などの事務手続と討論会及びシンポジウムの内容的準備、ポスター・チラシ類の準備・配布とマスコミへの連絡、諸団体への参加要請などを何とかやりとげました。

ゲストはカザフスタン共和国カラガンダ市ボラシャーク大学からヌラン・ドゥラトベコフ学長、ヌルシャート・ジュマチローヴァ教授、バヤン・ジュヌツソヴァ准教授、ジャンボラト・バイムリノフ准教授、ロシア科学アカデミー東洋学研究所からエレナ・カタソーノヴァ上級研究員が来日しました。

一行のスケジュールは次の通りでした。

- 5月27日 (月) 一行、成田へ空路来日。品川プリンスホテル泊。  
28日 (火) 靖国神社及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑、国立国会図書館、平和祈念展示資料館 (新宿) 訪問。  
29日 (水) 羽田から新千歳空港へ。13時から17時半まで北海道大学スラヴ研究センター大会議室で、学術討論会「カラガンダにおける日本人抑留」(ロシア語使用)。札幌京王プラザ泊。  
30日 (木) 午前中市内観光後、新千歳空港から羽田へ。品川プリンス泊。  
31日 (金) エクスカーションで鎌倉、横浜へ  
6月 1日 (土) 13時から18時まで法政大学外濠校舎で、公開シンポジウム「シベリア抑留の実態解明へー求められる国際交流と官民協力」。  
2日 (日) 一行、成田から空路帰国。

この報告集は、学術討論会と公開シンポジウムの報告を並べるのではなく、Iとして公開シンポジウムの概要、IIとしてカザフスタン抑留の諸報告、IIIとして抑留全般にかかわる諸報告を掲載し、IIIには富田が二本の原稿を追加しました。なお、カザフ人及びロシア人ゲストの原稿はすべて富田が翻訳しました。

2015年は敗戦=抑留70周年になります。それに向けて抑留問題の理解が進むこと、本報告集がそのために些かなりとも役立つことを願ってやみません。

---

\* 成蹊大学法学部特別任用教授、Specially Appointed Professor, Faculty of Law, Seikei University

# I

## 公開シンポジウム 「シベリア抑留の実態解明へ」 の概要

## 6月1日「シベリア抑留」シンポジウム —築かれた国際的共同研究の土台—

### International Symposium on Japanese Prisoners of War in the Soviet Union

富田 武  
Takeshi Tomita

成蹊大学アジア太平洋研究センター（CAPS）主催公開シンポジウム「シベリア抑留の実態解明へ—求められる国際交流と官民協力」は6月1日（土）午後1時すぎから5時半まで法政大学で行われた。主催と場所が一致しないのは、国際交流基金を申請したのはCAPSだが、高齢者を含む参加者にとって都心の大学の方が便利だという判断を優先したからである。

参加者は総計170名で、2011年10月のシンポジウム（青山学院）の120名を大きく上回った。抑留体験者及び遺家族が30名程度と予想を超え、他方、学生をはじめ若い参加者が多かったのも喜ばしいことである。本センターの広報に加え、日本ユーラシア協会、シベリア抑留者支援記録センター、シベリア抑留研究会がそれぞれネットワークを生かして参加を勧誘し、新聞各社にも事前に告知してもらったことの結果である。

今回の目玉は、抑留シンポジウムとしては初めてカザフスタンからゲストを呼び、日本側報告者もカザフ抑留体験者、カザフ留学体験者に加え、従来のロシア中心に変更を加えた点である。



シンポジウムの様子（CAPS撮影）

---

（筆者註）本稿は『CAPS Newsletter』No.120（2013年10月、成蹊大学アジア太平洋研究センター発行）、6-8頁に掲載されたものを、当センターの許可を得て転載したものである。なお転載に当たり、本文の表現や書式等には一部変更を加えてある。

他面、テーマの全体性とのバランス、整合性が懸念されたが、質疑応答も含めて、この点は何とかクリアできた。参加者アンケート回収37（少なすぎた）のうち「よかった」22、「どちらかと言えば、よかった」12で、合計90%超だったことが示している。

さてシンポジウムは、CAPS所長中神康博の主催者挨拶、司会富田による趣旨説明とゲスト紹介で始まった。続く映像は、NHK海外ネットワーク2010年8月14日放送の17分もの、カザフスタン残留者阿彦哲郎さんと韓国「シベリア朔風会」（韓国人抑留者の団体）を紹介した映像で、シンポジウムの理解を助ける手頃なイントロダクションであった。その後ドゥラトペーコフ博士（カラガンダ州ボラシヤーク大学長）、カタソーノヴァ博士（モスクワ東洋学研究所上級研究員）がロシア語で報告し、これには和訳が会場配布された上に通訳がなされた。休憩を挟んで、呉正男さん（台湾出身抑留者）、味方俊介さん（カザフスタン留学経験者）、有光健さん（シベリア抑留者支援記録センター）が報告した（海外ゲストには露訳が配布され、フィスパー通訳がなされた）。

ドゥラトペーコフ博士はまず『カラガンダ州における日本人捕虜』（ボラシヤーク大学、2011年）出版の経緯と意義を説明し、1930年代初頭の強制的農業集団化とそれに伴う大量餓死及び「矯正労働収容所」送りというカザフスタン史上最大の悲劇の研究から、1945年以降に「捕虜収容所」に送り込まれた日本人の運命に関心を抱くようになり、同じスターリンと全体主義の犠牲者としての共感をもって上記著作を編集、刊行したという。博士は続いて「カザフスタンの捕虜収容所」を報告したが、その趣旨は、①カザフスタンにはまずドイツ人捕虜が、ついで日本人捕虜が収容され、その数は各12000人程であった。②捕虜収容の目的は、ソ連が第二次大戦で失った膨大な労働力の埋め合わせであり、補償であった。③捕虜労働は国民経済の全部門で利用されたが、カザフスタンではカラガンダ炭鉱など鉱業部門と建設部門が目立った。カラガンダの日本人建築物は70年近くも経った今日でも使われており、当時から地元の人々に賞賛されていた。④捕虜の労働はきつく、作業ノルマを強制された。給食は貧弱で、衛生状態は悪く、冬は寒さのために捕虜は結核や栄養失調となり、死亡率も高かった。⑤捕虜の送還は日本人の場合1947年頃から大規模になり、これに応じて捕虜収容所が削減され、通常の収容所に統合されたが、正確な数は今日でも不明である。

カタソーノヴァ博士の報告「日本人捕虜ソ連移送に関するソ連指導部決定の動機—諸説と仮説」は、1945年8月16日にベリヤらが「捕虜の満洲留置」を指示したにもかかわらず、23日の国家防衛委員会指令は「50万人のソ連領内移送」を定めた、この変化をどう説明するかの問題を扱ったものである。彼女は、それが単一の理由によるものではなく、当時の外交・軍事・経済等の複合的な要因によるものだとし、以下7つの要因を挙げて説明した。①ポツダム宣言にある「武装解除後の家庭復帰」は、当時の満洲の混乱に鑑みると、捕虜の日本送還はむしろ、満洲留置の条件さえ整っていなかったことから不可能だった。②ソ連はドイツ人捕虜の先例に倣って日本人捕虜を扱おうとし、国際法に則った待遇を想定しなかった。③それどころか、ソ連はドイツ人捕虜の労働を賠償と見なす先例を日本人捕虜にも適用した。④ソ連指導部は日本人捕虜を政治的に教育し、少なくとも送還後の対日平和条約交渉の政治的梃子にしようとした。⑤スターリンは8月16日トルーマンに北海道北半部のソ連による占領を要求して、18日に峻拒された<sup>1</sup>。⑥日本の軍事的復活を恐れ、将兵50万人以上をソ連領内に移送、確保した（1945年末のスターリン・蔣経国会談）。⑦ソ連移送をジャリコーヴォ停戦会談で日本側が申し出たという見解は証拠を欠くが、8月21日付ワシレフスキー元帥あて大本営書簡や6月段階で近衛訪ソ（対

<sup>1</sup> 彼女は以前の著作で、この峻拒に対するリアクションとして23日指令＝ソ連領内移送を説明していたが、今回は明示的に言及せず。



海外からのゲストたち（CAPS撮影）

米英戦争の和平仲介依頼）のために作成された文書には「労働力提供も可」と記されている<sup>2</sup>。

呉報告「ソ連（カザフスタン）抑留秘話」は、クズィルオルダ収容所体験を具体的に語ったものである。北朝鮮の宣徳飛行場で武装解除され、元山まで徒歩、興南まで貨車で行かされたので、そこで乗船、帰国かと思いきや貨車で北上し、何とカザフスタンのクズィルオルダ収容所まで移送されたこと、労働のきつさや給食の粗末さ（何でも食べたため回虫が湧いたこと）、零下25度を下回る寒さ（戸外での整列点呼の時間が長いため軽い凍傷になったこと）などが語られた。とくに、収容所生活にとって死活の問題であった排泄の問題が場所や用紙のことも含めてリアルに語られた。

味方さんは、2003 - 05年のカザフ（アルマティ）留学の折に日本人抑留者の問題に関心を持ち、『カザフスタンにおける日本人抑留者』（東洋書店、ユーラシアブックレット、2008年）を著している。今回は「写真で見る日本人抑留者の足跡」と題して、パワーポイントを用いて各地の日本人墓地及び慰霊碑、日本人抑留者が建てた科学アカデミーや旧国会議事堂など（アルマティ市）を紹介した。日本人墓地はカザフスタン国内に47カ所あるとされるが、いまだに発見されていない墓地も多い。毎年8月にはアルマティ、カラガンダで在留邦人による清掃、慰霊が行われている。日本人の建築への貢献は、現地の市民からも高く評価されている。

有光報告「歴史の継承へー特措法制定3年後の課題」は、特措法に基づく給付金支給が終了して、受給者が68847人だったことを報告するとともに、抑留者数及び死者数が正確に分からず、とくに身元不明の抑留死亡者が19000人もあり、遺骨が1/3程度しか回収されておらず、千鳥ヶ淵戦没者墓苑では引取り手がない遺骨が半数にも及ぶ実情を指摘したものである。報告は、①特措法に基づく「実態調査等に関する」閣議決定（2011年8月）が実行されておらず、厚労省のいう「民間委託」の調査も不十分であり、ロシア政府から引渡された個人資料も本人、遺家族の請求以外には活用されていないこと、②8月23日のシベリア犠牲者追悼は民間団体任せになっていて、戦没者追悼式典、広島・長崎原爆犠牲者追悼式典のように政府主催になっていないこと、③シベリア抑留の研究と学校での教育、若い世代への継承も不十分で、これも国家的プロジェクトによる支援が必要なことを強調している。

<sup>2</sup> 21日に大本営参謀朝枝繁春中佐がソ連側に口頭申入れ、26日文書化。



フロアとの活発な意見交換の様子（CAPS撮影）

以上の報告に続く質疑応答は多岐にわたっていて要約的にしか紹介できない。第一に、カザフスタン抑留については映像の助けもあって理解されたようで、カザフ人が日本人のことをかかってどう思い、いまどう思っているか等、報告を確認するような質問が主であった。セミパラチンスク＝核実験場との関連で、抑留労働がウラン採掘など核兵器関連事業と関連があったかという質問には、ゲストは回答の用意がなかった。第二に、カタソーノヴァ報告は抑留の出発点にかかわる問題だけに多数の質問、意見が出された。当時のソ連の輸送事情について抑留体験者から実見に基づいて混乱していたと指摘があり、また、ジャリコーヴォ停戦会談で瀬島参謀が労働力提供を申し出たという風説に関しては会場から白井久也氏が否定し、カタソーノヴァ報告を補完する形になった。全体としては、ロシア側公文書がすべて公開されておらず（少なくともロシア国立社会政治史公文書館の国家防衛委員会文書ファイルには8.16指示は見出せない）、日本側もこれ以上存在しないか処分済みと見られ、研究課題として残されるという結論である。第三に、日本側の学術研究報告がなく（報告集には「論点整理と研究課題」1頁あり）、研究の立ち後れも指摘されているため、これに関する質問もあり、富田がまとめて回答した。白井氏からは、研究者の地道な公文書検討は自分たちジャーナリストの発見のように速報されない（それぞれの役割がある）と“弁護論”があり、カタソーノヴァ博士からは今後は日本のシベリア抑留研究会がロシア、カザフスタン、全世界の抑留研究のネットワークの中心になってほしいという“応援”の言葉があった。

総じて、今回のシンポジウムは、テーマの一つ「官民協力」の課題は残したものの、日本における抑留研究が体験者、研究者、ジャーナリストを核に着実に前進していることを示し、併せて、当日のNHK報道や後日の『毎日』記事によって世論に訴えられた点でも有意義なイベントだったと言ってよい。

## II

# カザフスタンにおける 日本人抑留

## カザフスタンの捕虜 —収容から送還まで—

POWs in Kazakhstan:  
From their Detention to their Repatriation

ヌルラン・ドゥラトベークフ\*  
Nurlan Dulatbekov

1940年代前半にユーラシア大陸で起こった戦争は、その被害と人的損失において比類がない。戦争開始とともに交戦諸国の将兵は敵軍の捕虜となった。捕虜の運命は常に、戦争の生み出す難問の一つであった。捕虜にかかわる国際法的諸問題を解決するために、1929年ヨーロッパ諸国の多数によりジュネーヴ条約が調印された。この条約には、捕虜処遇手続、給養の基準などが規定されていた。ソ連は、これを批准しなかった。

内務人民委員部（NKVD）捕虜・抑留者業務管理局（UPVI）管轄の捕虜収容所は、カザフスタンでは大祖国戦争の初期に設立された。最初の捕虜収容所は、1941年6-7月にカラガンダ州とアクチュビンスク州に設立された。双方とも、既存のグラウグ（GULAG / 矯正労働収容所管理総局）の収容所をモデルに組織されたのである。

この時期の特徴として、1941年末までは捕虜労働はさほど広範には利用されなかったことが指摘される。1941年末までに、UPVIに登録された利用労働力は約9000であった。

1942年末ドイツ国防軍がスターリングラードに釘付けになる頃までに、捕虜数が増加した。UPVIの収容所システムが捕虜増加に追いつかなくなった。同年11月28日付NKVD命令第002597号「捕虜の配置及び労働利用について」には、既存収容所の拡張と収容所の新設が盛り込まれていた。収容所の拡張・新設は1943年春に活発になった。カラガンダ収容所も拡張収容所の一つであり、1万人収容に規模を拡張する計画であった。収容所の拡張・新設はNKVDと労働力利用にかかわる諸人民委員部の責任でなされた。

1943年からUPVI収容所には番号が振られた。カラガンダの収容所はスパスクまたはスパスク工場の名で知られていたが、第99収容所と呼ばれた。アクチュビンスクの収容所は第222収容所と呼ばれるようになった。

スパスク工場は1931年までカラガンダ地区の中心であった。1931年3月にはカラガンダ矯正労働収容所（Karlag）に引渡された。後にスパスクには、カルラーグから分離、独立したパスチャヌイ収容所が設立された。カラガンダ炭田がカルラーグの門だとすれば、スパスクは、病身の囚人が移送されて死を迎える共同墓地、「全連邦廢疾者収容所」だった。無数の盛土となった旧墓地が今日でも残っている。

捕虜の最初の梯団がスパスクに到着したのは1941年8月のことで、その数は1436人だった。2年後に捕虜の数は、ほぼ2倍になった。収容所が存在した10年間に26民族、約4万人の捕虜が

---

\* カラガンダ・ボラシャーク大学学長（カザフスタン）、Rector, Karaganda "Bolashak" University, Kazakhstan

入所した。

捕虜の到着数は、1944年後半に著しく増加した。同年1月の2529人から、10月の11583人への増加である。1945年10 - 11月には、日本人捕虜の5梯団11608人を迎え入れた。

収容所網も拡大し、南カザフスタン州にパフタ・アラル第29収容所が開設された。この頃、1944年9月1日までにアクチュビンスク・コンビナートに第222収容所を開設するよう指示が出された。収容人員は2500人とされた。

1943年4月から1944年12月にかけて、捕虜労働の系統的な利用が開始された。カザフスタンではアクチュビンスク冶金工場やチムケント鉛工場の建設、キンベルサイのニッケル鉱山、「カラガンダ・ウーゴリ（石炭）」のトラスト諸企業での採掘、パフタ・アラルのソフホーズ（国营農場）等に利用された。一部は収容所整備のための役務にも利用された。指示文書によれば、捕虜には100ルーブリまでの給与が支給された。

1945年ドイツ、次いで日本の降伏に伴って捕虜が大量にソ連領内に移送されると、収容所が200、分所が2713開設された。

捕虜は連邦のどこでも、国民経済の全部門で働いた。捕虜の貢献が大きかったのは、重工業企業の新規建設及び戦災からの復旧であった。カザフスタンで捕虜の強制労働が集中的に行われたのは、カラガンダ州と東カザフスタン州だったことに注目すべきである。連邦NKVDには、捕虜労働実施のためにOSMU（特別建設局）が設置され、工業プロジェクトの建設を担当し、労働力を各収容所に配分した。捕虜の強制労働は、多数の問題に直面した。強制労働システムそのものが、現場で労働力を利用する準備に欠いているという実情であった。

捕虜の収容所及び分所を維持する地理的範囲は非常に広大だった。それはカザフスタン全域に、北はペトロパヴロフスクから南はアルマトィまで分散していた。収容地区の区分は、戦中及び戦後の共和国における経済発展の重点を疑問の余地なく示している。カザフスタンにおけるGUPVI収容所の複雑きわまるシステムがどう作動するかは、何よりも捕虜数の絶えざる変動に依存していた。その変動の主たる理由は、NKVD / MVD（内務省：1946年3月から）システム内部の捕虜の不断の移送にあり、1946年以降は一部の送還にもあった<sup>1</sup>。

カザフスタンにおける収容所人員の民族的構成は多様で、ソ連と戦争したすべての国の軍人を含んでいた。もとより、最大多数は二大民族グループのドイツ人と日本人であった。ほとんどの捕虜は労働年齢、すなわち18 - 45歳だった。カザフスタン捕虜収容所の民族的構成の広がりは、第2次世界大戦のグローバルな過程の反映であった。

ソ連は、大戦で被った甚大な人口喪失のために、労働力が著しく不足していた。捕虜は、侵略国による被害を補償することを求められた。捕虜労働の主な分野は、大工業プロジェクトや建設サイトだった。捕虜の大量利用は、技能を要しない様々な労働の作業現場だった点に特徴があった。捕虜は連邦のどこでも、国民経済の全部門で働いた。とくに大きく貢献したのが、工業企業の新規建設及び戦災からの復旧であった。

GUPVI統計によれば、捕虜は1947年春までに、主要経済省庁の労働力バランスにおいて顕著なウエイトを占めるようになった。航空機産業省の建設部門では全労働者の31%、燃料企業建設省で27.7%、建設資材工業省で24.1%、重工業企業建設省で20.1%、発電省で16.8%、非鉄冶金省で15.9%、東部石炭産業省で12.1%、西部石炭産業省で8.0%である。カザフスタンでは、カザフスタン精銅で38.6%、カラガンダ炭鉱で24.1%だった。

カラガンダ炭鉱は、捕虜の坑内作業を訓練するという大事業も行った。例えば1945年に1162

<sup>1</sup>（訳者註）UPVIは1945年1月にGUPVI（捕虜・抑留者業務管理総局）に格上げされた。

人が講習方式で学んだ。内訳は後山225人、支柱工452人、組立工159人、コールカッター手85人、掘削労働者11人等である。このほか個別作業班ごとに1750人が学んだが、内訳は後山800人、支柱工200人、掘削労働者250人等である。

収容所指導部は、日々の作業命令を遂行するために、「自己の責めによりノルマを遂行できなかった捕虜作業班は、8時間労働を越えて、さらに3時間労働を続ける」よう指示した。現場には、特別な監視員が貼付けられた。作業班は、全員による無条件のノルマ100%遂行を義務づけられた。超過達成に対しては premia が与えられた。炭鉱では、一般労働者の組長が捕虜の作業を割増しする重大な違反もあった。1945年8月14日トラス「キエロフ・ウーグリ」の3番坑で、第2坑区の交替作業班は88トンのノルマに対し135トン（153.4%）を掘削することができた。メンバーは一般労働者5人、捕虜17人で、捕虜のうち10人は後山であった。この交替作業班には一般労働者の後山は含まれていなかった。組長は、非番の一般労働者がいたかのような報告を作成したのである。捕虜22人、一般労働者9人が働いていた第7坑区では、組長が採炭計画の達成を一般労働者によるものと記した。

カラガンダ市中央繁華街の「スターリン・ハウス」を建設したのは、日本人である。建設プロジェクトは連邦に分散しているが、日本人が建設した企業、建物、道路は今でも使われている。カラガンダの日本人建築物は約70年も経っている。カラガンダの建築的概観に対する日本人捕虜の貢献は、半世紀を経てもなお測り知れない。

ところで、1943-1944年、収容所には前線から送られてきた、かなり弱った捕虜がいた。NKVDは、彼らを身体的状態に応じて労働させることが必要だと強調した。捕虜は労働能力に応じて4つに分類された。第1グループは、健康で、重い肉体労働に就ける捕虜。第2グループは、持病をもつか、身体的に欠陥がある者で、肉体労働には部分的にしか適さない捕虜。第3グループは、持病ないし身体的欠陥が重く、軽作業しかできない者、第4グループは、持病ないし身体的欠陥が重く、働けない者である。

収容所の捕虜の死亡率はきわめて高かった。主たる病気は結核と栄養失調だった。バラックの衛生条件は非常に悪かった。収容所の分所などで捕虜の大量中毒が発生したこともある。中毒患者に対しては、適時に医療措置がとられなかった。例えば、第12、15分所では医務室に赤痢患者が96人いたが、3-4日間は何の治療も施されなかった。特別病院には常時1000～3000の患者が収容されていた。

バラックは、正常な気温を保つようにはなっていなかった。冬は常に寒く、外側のドアは閉まっていなかった。第17分所では、凍傷にかかった捕虜は44人もいた。うち1度14人、2度24人、3度6人である。捕虜が治療のため入院すると、貴重品（腕時計、指輪、現金など）は保管されないで、身につけたままだった。窃盗が発生しやすかったからである。

休日の収容所警備強化、あり得べき事故防止のために、捕虜が収容所外に働きに出ることが禁止された。休日には収容所内でも厳しい警備対策がとられ、監視所と巡回が増やされ、捕虜と抑留者のあり得べき脱走を防ぐものとされた。休日前には捕虜が一人ひとり所持品検査を受け、自分の居場所を見せて所持禁制の物品は押収されることになっていた。

カザフスタンに捕虜収容所が幾つあったのかは重要な論点である。幾つかの見解がある。ロシア人歴史家の提供したデータによれば、カザフスタンには1943年から1949年の期間に13あった。わが国の研究者の著作には、共和国内に存在した捕虜収容所の数について意見の一致はない。2008年に発表されたロシア国立軍事公文書館の修正データに従えば、1941年から1950年の期間に14以上あったとの結論が得られる。捕虜収容所の一部は常時存在したが、一部は具体的任務遂行のため短期間設置された。捕虜収容所の正確な数に関する疑問は未解決のままであり、今

後の詳細な研究が待たれる。

捕虜のカザフスタンからの送還は1945年秋に始まった。10月にパフタ・アラル第29収容所から、4408人の捕虜が帰国したのである。ドイツ人捕虜及び抑留者の本格的な送還は1946年に始まった。4月までにGUPVI機関は、ドイツ民族籍を除く捕虜全員を鉄道駅近くに集結させ、乗車と帰国に備えた。同じ頃、日本人捕虜の送還も始まった。日本人の一部が1945年日ソ戦争終結直後に解放されたことに留意するのは重要である。

カザフスタンからの捕虜送還過程は、連邦全体と同じ指示文書に基づくものであった。1947年には、カザフ社会主義共和国で、3捕虜収容所が解体された。1948年も、GUPVIは捕虜送還とカザフの捕虜収容所及び分所網の削減の事業を続けた。バルハシ第37収容所は、1948年3月31日付連邦内務省命令第00329号で解散された。それは、日本人捕虜1720名が祖国に送還された後に消滅した。

1949年初めまでに、共和国領内に残った捕虜収容所はカラガンダ、レニノゴルスク、アルマアトイ（分所）だけとなった。スパツスク捕虜収容所は6月8日付連邦内務省令により、特別収容所に正式に移行した。1950年には第99捕虜収容所も解散し、その分所はグラーク・システム下のペスチャヌイ収容所に移管された。

国際社会からの圧力により、国の指導部は捕虜釈放過程を促進せざるを得なくなった。1950年4月22日、日本人捕虜送還完了が公式発表された。5月5日タス通信は、ドイツ人捕虜送還完了にかかわる情報を伝えた。

カザフスタンにとって特別な出来事は、捕虜及び抑留者の強制労働セクターは戦後に精力的に形成されたことに注意すべきである。NKVD経済における外国人捕虜のウエイトは、グラークの囚人雇用に比して取るに足りない。それでも、最も厳しい情勢下でも捕虜を間断なく利用し、プロジェクトからプロジェクトへ急速に配置換えできる可能性を、経済指導者が評価したのである。GUPVI捕虜の労働生産性は年々向上したが、国民経済における利用効率は自由労働者の実績に劣ったのである。

## カザフスタンの捕虜収容所 —保健衛生の実情を中心に—

*Lagers for POWs in Kazakhstan:  
Their Health Care System and Hygienic Conditions*

ヌルシャート・ジユマデローヴァ\*  
Nurshat Zhumadilova

1941 - 1950年にカザフ社会主義共和国では、ソ連内務人民委員部／内務省の収容所が数多く設置され、稼働していた。収容所総数は、研究者によれば14であり、うち4はカラガンダ州にあった。表1はカザフスタンの収容所における捕虜・抑留者数の年次推移、表2は州ごとの収容所の数と番号（連邦の通し番号）、表3は捕虜・抑留者の民族別分類である。

表1 1946-1950年のカザフスタンにおける収容所の捕虜・抑留者数

年月日	1946.01.01	1946.06.01	1947.01.01	1947.07.01	1948.01.01	1948.06.01	1949.01.01	1950.01.01
数	51928	51138	59974	56248	40013	34811	18077	1469

表2 カザフスタンの捕虜・抑留者収容所

州名	数	収容所番号
アクモリンスク	1	330
アクチュビンスク	1	222
アルマ・アタ	1	40
東カザフスタン	3	45,347,528
グリュフスク	1	262
カラガンダ	4	37,39,99,502
クズィル・オルダ	1	468
南カザフスタン	2	29,348
合計	14	

\* カラガンダ・ボラシャーク大学（カザフスタン）教授、Professor, Karaganda “Bolashak” University, Kazakhstan  
（訳者註）本稿の前半は、分所ごとに時系列で捕虜・抑留者数を示したものだが、詳細に過ぎるので割愛した。

表3 カザフスタンの収容所における捕虜・抑留者の民族別数字

民族	1946.01.01	1946.06.01	1947.01.01	1949.01.01
日本人	29412	27986	35902	8655
ドイツ人	15487	13762	16099	8748
ルーマニア人	5081	4545	4366	320
ハンガリー人	1116	1152	1758	35
イタリア人	832	42	-	-
ポーランド人	-	970	-	-
オーストリア人	-	940	997	66
モルダヴィア人	-	625	-	
ユダヤ人	-	482	-	
ロシア人	-	203	-	-
ウクライナ人	-	121	-	-
チェコ人	-	63	-	-
スペイン人	-	59	-	79
中国人	-	-	-	97
朝鮮人	-	-	-	48
その他	-	188	-	29
合計	52928	51138	59873	18077

カザフスタンにあるソ連内務人民委員部／内務省の捕虜・抑留者収容所の人員配置はとくに多様だというわけではない。もちろん、若干の特徴もある。個々の収容所に課せられた目的や任務を含む状況、地域的特質、一定の物質的基盤の有無、その他の要因によるものである。

多くの収容所では業務棟と居住棟は各種の経済機関によって提供され、その機関の施設で囚人は働いた。例えば、ジェスカズガンの第39収容所、バルハシの第37収容所、ウスチ・カメノゴルスクの第45収容所、スパスクの第99収容所などである。建物の一部はレンガ、片岩または荒石で造られている。しかし、半地下式住居〔ゼムリャンカ＝地下式住居〕、木や葦で造られたバラックといった仮の住居もかなりあった。テントもしくは粘土製の住居で我慢しなければならない場合もあった。

第39収容所の住居は、荒石造りのバラック、半地下式住居から成り、客車式の二段ベッドを備えていた。第37収容所の住居は主として、二段ベッドを備えたレンガまたは木製のバラックだった。

フィゴーリの情報によれば、第39収容所における捕虜に対する給養の状態は総じて満足できるものだった。もちろん、食糧の保存状態、一部の食品の不足、供給部長による料理の質に対するコントロールの欠如は珍しいことではなかった。これらはすべて、何よりも、収容所が供給基地から遠いこと、倉庫代わりの建物しかないこと、病気の捕虜が多いため供給部職員の負担が大きいこと、といった客観的原因によるものである。主観的な要因も加えることができるが、それは食糧・飼料供給部職員の質が然るべき水準に達していないことである。その結果、捕虜に与えられる、ただでさえ乏しい食事の質は決して高い水準ではなかった。

公文書のデータによれば、1946年初頭に第99収容所では日本人向け食事は規定どおりには与えられなかった。収容所には米がなかったため、粉類が支給され、健康状態に極めて好ましからざる影響を与えた。当時の一日当りカロリーは2200ないし3500カロリーだった。

1. 第37、39、99収容所の日本人捕虜の給食は、ソ連内務人民委員部／内務省の規定に則って行われた。

2. 給食は、捕虜のカテゴリー〔将軍、将校、下士官、兵卒〕に応じ、遂行された作業の結果に応じて格差をつけられた。
3. 国全体として食糧源に限りがあるため、給与基準は引き下げを余儀なくされた。1946年11月15日付ソ連内務省命令第450号は、生産ノルマの遂行に応じた差別的給食を導入した。
4. 日本人捕虜への給食は、ノルマ表に記された食品ではなく、有り合わせの食品であった。

健康保全の問題に関連してまず指摘できるのは、収容所所在地区は伝染病防止には適さず、住民の間では各種の伝染病が発生した。しかも、日本人捕虜は各種の伝染病の発生源から収容所に移動してきた。それゆえ、収容所の衛生業務は何よりも、持ち込まれた伝染病の根絶、捕虜への伝染予防に向けられた。胃腸にかかわる伝染病に対しては、衛生業務担当者一人ひとりに発疹チフスなどの予防接種が行われた。収容所の開設当初は、殺菌設備の備え付けには非常に問題があった。1945年12月から1946年1月にかけて、収容所の伝染病対策庫には消毒薬も石鹼もなかった。

バラックは衛生設備を備えているはずだったが、その秩序は必ずしも衛生上の要請を満たしていなかった。各バラックに寝床など一式が揃っていても、汚れていて、洗濯すべきものだったことがよくある。バラックには熱湯保存タンクがあったが、実際には給湯が途切れていた。それは捕虜各人が持つ水筒でカバーされた。給湯用の蛇口がついた洗面台はすべてのバラックにはなかった。捕虜は分所のシャワー室で洗濯するのが普通だった。冬期にバラックでは、ノーマルな温度が必ずしも保たれなかった。1947年2月、バラック、医務室、隔離室の温度はせいぜい14 - 16度℃だった。

胃腸障害があったわけは、塩分の多いバルハシ湖の特別な水で説明できる一方、捕虜に衛生規定違反を許し、作業現場で生水を飲ませたことでも説明できる。診療所を訪れた患者の数の多さからすると、いわゆる「その他」病にも注意すべきである。気管支炎、肋膜炎、扁桃炎、インフルエンザ、歯痛、腸炎、胃炎、湿疹、眼病、耳病、打撲、筋炎等である。

給食の悪さも大きな理由で、1947年4-5月に収容所の食糧倉庫では野菜がなかったため、ジャガイモが穀粉と交換され（前者400gに後者80g）、米（医務室にしかなかった）が小麦のひきわりと交換された。中央医務室では新鮮な牛乳とイースター・チーズの私的取引（前者100gに対して後者33g）が行われた。収容所は穀粉を小麦粉のみ受け入れたため、メニューを多彩なものにすることができなかった。この時期は総じて、収容所に対する食糧保障は極めて逼迫し、不足していたのである。

上記3収容所の分所では、治療施設＝医務室はベッド数が定員を下回り、予診室や隔離室がなく、主要な医薬品・薬剤も極度に不足し、レントゲン設備や研究室も欠いていた。病人の中で多いのは栄養失調、結核、インフルエンザ、急性胃腸炎の他、「その他」に入る病気もあった。

軽い結核と診断された者の死亡率は高かった。例えば、1945年10月27日から1947年9月までに第39収容所で死亡した日本人84人の病気は栄養失調、結核などであった。1948年1月28日の死亡を加えると、日本人死亡総数は85人であるが、年別で見ると、1945年15人、1946年65人、1947年5人、1948年1人である。

1946年10月から1947年9月までの第39収容所の日本人捕虜及び抑留者の罹病率、死亡率のデータから、罹病率、死亡率の月ごとの変化も見る事ができる。死亡率の高さの原因は、厳しい気候条件、設備の欠如、捕虜に対する食糧保障の不十分さであった。加えて、収容所における医薬品の欠乏が挙げられる（スルフィジン、ブドウ糖、酸素、ビタミン剤、カンフル剤、カフェイン、塩化カルシウム等）。

病気のうち上位を占めたのは、栄養失調、結核、急性胃腸炎である。1946年3月以降、急性胃腸炎患者の数が正確には掴めなくなった。同年5月以降は、栄養失調患者の数が減った。他方、結核患者は1946年3月から急増し、12月初めまで高水準を維持した。主要な病気の診断記録によれば、死亡率1位は結核が占め、とくに1946年前半がそうだった。第2位は栄養失調とビタミン欠乏症で1946年後半が目立ち、これらに他の病気が続いている。

収容所管理部の民警少佐カーニンンは、1947年5月15日付命令第88号「1947年春夏期の収容所における急性胃腸炎予防策実施」に指摘された事実を証言している。「分所長は広場や小路を清掃し、外観の清潔さに安心してしまい、伝染病蔓延の原因たる主要問題では何もなかった」と。

上記命令では、事実上すべての収容所で非衛生的な状態があると、事例をもって指摘された。収容所敷地では「今日まで分所敷地はまったくゴミが清掃されておらず、ゴミを一晩ためておくゴミ溜めもゴミ箱もない。敷地のトイレには尿尿があふれ、穴から地表に滲み出し、尿尿タンクは漏れている。こうして土壌が尿尿で汚され、胃腸伝染病の蔓延を助けている。分所には、掃除用の箒やスコップ、熊手が十分にはなかった。ゴミの捨て場は敷地のごく近くに設けられた。尿尿も敷地から300 - 400m以内の場所に運ばれた。食糧倉庫やパン製造所の周辺の土地は、各種の廃棄物や尿尿で汚れ、倉庫自体もきちんとしていなかった。

パン製造所は汚れ、生パンを発酵させる桶は系統的には掃除されておらず、イースト菌を培養する樽も蓋がなく、作業服は汚れ、仕上げもゴミだらけの中だった。食糧・飼料供給部長のブローシンはこうした欠陥を除去する措置をとらず、倉庫地域の非衛生的状態をなくすのを妨げる原因を、何としてでもパン製造所や倉庫建物に見ようとしている。

捕虜の兵舎、とくに捕虜検疫室は汚れている。兵舎の掃除はのろのろしており、秩序だっていない。捕虜用の敷布は極めて汚れており、肌着も良い状態どころではなかった。捕虜は浴場に来るとき、いつも肌着を変えろとは限らない。タオルも汚れている。物品供給部長のレフチェル大尉と分所長は、捕虜に清潔な敷布と肌着を提供するといった重要な方策を勝手に放棄し、分所物品供給部長に委せたのだが、彼は自分の仕事に犯罪的なほどぞんざいに取組み、肌着洗濯の改善のために何の措置もとっていない。釜は兵舎の中にあるが、釜を載せる小棚が汚れ、棚には各種の布切れ、石鹼、煙草、パン等が並んでいる。熱湯用の樽は汚れ、多くは錆び付いている。熱湯用樽も洗浄されず、錠もないため、熱湯が汚れ、温い湯より伝染病蔓延にとって危険になっている。夜間の用便桶は洗浄されず、昼間に兵舎に置かれていたこともある。部屋の掃除は一つの空間だけで、ベッドの間や下、ペチカの裏などは掃除されていない。ベッドと窓は、濡れた布切れでふかれていない。

給食施設の衛生状態は良くなかった。調理用のテーブルは汚れていた。第2分所では、調理用テーブルの上のアルミニウムの下に大量のゴミがたまり、まな板はカビだらけだった。調理用テーブルもまな板も不足していた。そこでは、イースト発酵は蓋なしの樽で準備された。第1分所の調理場は非常に汚れていた。第2分所では、熱湯が飲料用として不足していた。食器は熱湯不足のため、水で洗浄された。料理担当者は汚れた作業服で働き、温水はいつでも使え、捕虜はしばしば生水を飲み、食事運搬用の特別馬車もなかった。生産現場の給食は杜撰で、多くは非衛生的だった。

作業場には、食事と熱湯を準備する設備が必ずしも備わっていなかった。生産現場での捕虜への給食は、汚れて錆びた食器でなされた。分所供給部長代理は給食、給湯のような重要な仕事を捕虜に任せ、自分は逃げていた。

衛生の実態を示すのに、二つの要素を挙げておく。第一は、給食施設の窓や兵舎の小窓が壊れ

ていて、「資材があるにもかかわらず、今日まで修理されていない」ことだった。第二は、分所や兵舎では清潔にし、整頓するという捕虜教育が十分に実施されていないことだった。その結果、捕虜は「自然の欲求をトイレではなく、住居や空き地、倉庫で満たしてしまうこと」がよくあった<sup>1</sup>。

もちろん、この時期に分所の、トイレ、ゴミ箱、ゴミ捨て場、汚水溜め、また給食施設、住居、その他の建物は、衛生基準から見ると総じて満足すべき状態だった。しかし、一部の分所では衛生基準から外れた事例があった。例えば1945年12月、第4、5、8、11分所ではトイレ掃除が適時になされていなかった。そこで12月13日、第99収容地所長レーベチエフ中佐は「トイレの衛生実態と適時の清掃について」という命令を出した。「トイレは一杯で、糞尿が穴から漏れ出し、ために分所敷地が汚れている。そういうトイレを使うと履物も汚れる。履物に付着した糞尿で居住場所が汚れ、腸チフスやアメーバ赤痢のような胃腸関係伝染病の蔓延が続いている」と。

収容所の衛生施設における医薬品や消毒薬の不足は、より深刻な問題だった。事態は、捕虜収容者数が増えるにつれて悪化した。収容所におろされた医薬品一覧は、収容所における最低限の需要も満たせないほど貧弱なものだった。1948年後半まで収容所は医薬品や医療器具を十分支給されず、「ブドウ糖、解熱剤、強心剤、インフルエンザ予防薬など」必需品が著しく不足していた。

結核患者はすべてスパスクの第1分所に集められた。治療法は輸血、ブドウ糖及び生理食塩水注射、ニコチン酸やビタミンC、ビタミン療法であった。1946年10月時点で、結核患者564人中511人が日本人だった。

1946年1月〔カザフスタンの〕すべての収容所群〔労働大隊や病院を含む〕に病人の捕虜が3794人いたが、その年末には3585人に減り、1948年1月には2044人に減った。

以上から、カザフスタンにあった内務人民委員部／内務省捕虜・抑留者収容所につき以下のような総括的な特徴が導かれる。

1. カザフスタンでは1941年から1950年までに15の内務人民委員部／内務省捕虜・抑留者収容所が設立され、稼働していた。
2. 捕虜収容所とその分所はカザフスタン全域に分散された。収容所は、戦時・戦後の共和国経済発展の諸センターに合わせて配置された。
3. 収容所の人員は1945 - 1947年に最大であった。
4. 収容所は、労働利用という目的・任務の共通性、似通った給養及び規制条件（特別規制収容所たる第39収容所は除く）にもかかわらず、幾つかの個性と特徴を有していた。稼働期間、分所数、収容者数、民族的構成、〔職業〕カテゴリー、労働利用の規模、死亡率の違いである。
5. 稼働期間は、第99収容所が10年、第29が6年、第347が5年で、残りは4年から1年までだった。
6. カザフスタンの捕虜・抑留者収容所システムの中で主要な役割を果たしたのは第99収容所である。他の収容所と区別されるのは稼働期間、分所数、収容者数、民族的構成、〔職業〕カテゴリー、労働利用の規模、死亡率の大きさである。
7. カラガンダ州は、カザフスタンの中で収容所が最も多かった。
8. 15の収容所のうち、バルハシの第37収容所とクズイル・オルダの第468収容所は日本人のみだったが、残りは、いわゆる「西方人」と「東方人」の混合だった。
9. 捕虜・抑留者の民族的構成はまだら状だった。日本人とドイツ人が圧倒的多数で、ルーマ

<sup>1</sup>（訳者註）これは、頻繁で激しい下痢のため、またトイレが遠くて厳寒の中では行きづらいという事情を理解していない叙述である。

ニア人、ハンガリー人、オーストリア人、イタリア人がかなりいた。

10. 収容所の多数の住居は荒石、レンガ、木でできたバラック・タイプか、半地下式住居だった。
11. 食糧、その他物品の供給は、収容所稼働の全期間を通して量的にも品目の点でもバラバラであり、ようやく1948年初頭に安定し始めた。
12. 収容所稼働期間における健康状態、病人と死者の数は、収容される捕虜・抑留者の状態、食糧保障及び衛生・医療サービスの量と質に応じて変化した。



栄養失調にかかった捕虜たち

(出典： *Japanese Prisoners of War in Karaganda Oblast*  
(《Bolashak》 Karaganda University, 2011), p.942)

## 日ソ戦争の日本人捕虜に関する公文書

Archival Documents on POWs  
Taken during the Soviet-Japanese War

ジャンボラート・バイムルイノフ\*  
Zhanbolat Baimurynov

カザフスタンにおける捕虜問題の研究に最初の刺激を与えたのは、1992年8月17日付カザフスタン共和国閣僚会議決定「大祖国戦争期における外国人捕虜及び抑留者問題検討共和国委員会設立について」である。初期の研究の結果が、カザフスタンにおける日本人捕虜の運命に関する資料である。この資料は『記憶の書』に発表され、1994年4月カザフスタン共和国大統領ナザルバーエフ N. A. によって日本政府に手渡された。

1980年代末から1990年代初めにかけて始まった20世紀前半のカザフスタン政治史、とくに政治的弾圧の歴史、カルラグの歴史等のアクチュアルな諸問題の研究の中で、第2次世界大戦期の捕虜の問題も触れられるようになった。

1990 - 2000年代にはカザフスタン、カラガンダ州における捕虜の歴史の諸問題にかかわる一連の論文が、共和国・州の定期刊行物に発表された。

カザフスタンにおける外国人捕虜の収容所の歴史にかかわる問題意識明瞭な学術研究をリードしたのはミヘーエヴァ L. V. である。修士号請求論文とそれに基づくモノグラフィーが、彼女の長年にわたる調査・分析活動の最終結果だった。

モノグラフィーの資料的基礎、立論・検討された諸問題の性格及び範囲、研究に孕まれた主要な命題及び結論は、カザフスタンにおける捕虜及び抑留者収容所の歴史にかかわる知識の破壊の始まりを物語っている。ミヘーエヴァの著作の出現とともに、問題の学術的イメージが根本的に広がった。彼女の仕事が、カザフスタンにおける捕虜問題の一層の、深化された研究の出発点であると位置づける根拠を与えている。

カザフスタンにおける捕虜史の一連の側面が専門的歴史家の活発な研究の対象になったばかりだということ、問題の歴史学的検討にはより広く、深い研究が必要だということに鑑みると、研究活動をこのまま継続することが真に必要である。

『カザフスタンにおける日本人捕虜』の資料的基礎は圧倒的に、初めて学術的利用に供された諸公文書館の大量の文書、資料から成っている。ロシア連邦国立公文書館 (GARF)、ロシア国立軍事公文書館 (RGVA)、カラガンダ州国立公文書館 (GAKO)、ジェスカズガン市国立公文書館 (GAGZh)、そして資料集である。

本研究テーマにとって最も価値ある、有意義な資料は、RGVAに所蔵されている次のような分類の文書群である。fond (書庫) 1p (ソ連内務人民委員部／内務省捕虜・抑留者業務管理総局

\* カラガンダ・ボラシャーク大学 (カザフスタン) 准教授、Associate Professor, Karaganda "Bolashak" University, Kazakhstan

1941 - 1951年)、opis' (目録) 5、delo (ファイル) 4、10、13には、1947年の日本軍捕虜の労働利用に関する月例報告、同じく輸送に関する資料がある。opis' 10、delo 1、10には、1941 - 1949年の捕虜の労働利用に関する総括的な資料、捕虜・抑留者の労働利用に関する共和国内務省、内務省地方・州本部との往復書簡、収容所による内務省に対する捕虜の労働利用に関する1949年の年次報告がある。opis' 1e、delo 38には、1945年9月20日から1946年8月27日までの日本軍捕虜の所在と移動に関する報告がある。opis' 3、4にも同様の資料が大量にある。

fond 4p (ソ連内務省捕虜・抑留者業務管理総局政治部附属反ファシスト部46年12月9日 - 50年3月24日)、opis' 29ia、delo 35、173には、第5収容所のスターリンあて書簡(露訳付き)、第9分所の第5収容所管理部への感謝状がある。opis' 31ia、delo 3、8には、1949年の第5収容所送還者の文芸作品集、1948 - 49年の捕虜の芸術活動に関する資料がある。opis' 32ia、delo 5には、第5収容所の反ファシスト委員会ビューローの報告、散文や詩がある(ロシア語)。

fond 24p (カザフスタン・ソヴィエト社会主義共和国内務省捕虜・抑留者業務管理局)、opis' 26、delo 12、42、43、44、46、52には、1947年のカザフ内務省捕虜収容所における転出・死亡捕虜、送還捕虜及び抑留者の証書とリスト、1948 - 49年の捕虜の労働利用に関する報告がある。opis' 27、delo 14には、ソ連内務省捕虜・抑留者業務管理総局あて報告メモ、収容所捕虜の数、活動の結果に関する報告がある。

GARFのfond p-9401 (ソ連内務人民委員部/内務省書記局(総務部))にも貴重な文書、資料がある。opis' 1a、delo 197、201、222、225、290、301には、1947年1月1日現在の軍需物資及び食糧の在庫調査実施、在ソ日本人捕虜が送り、受け取る葉書の送付手続、1947年の日本人捕虜の送還、第99(カラガンダ)収容所第20分所の設立(1947年6月17日)、捕虜の労働報酬、1949年の日本人捕虜・抑留者の送還に関する資料がある。

とくに貴重なのはGAKO所蔵の文書、資料である。ここでは何よりも、fond 410(第99捕虜・抑留者収容所管理部)が挙げられる。opis' 2、5に集中したdeloには、第99収容所長の命令、収容所及び分所の警備、日課に関する四半期ごとの報告、各年の医療・衛生業務に関する統計的報告、収容所内の異常事件に関する報告、捕虜の労働利用、送還、死亡に関する報告がある。郷土史家ポポフ Iu. G. の個人書庫(fond 1487)は、90年代にカザフスタンを訪れた元日本人捕虜との出会いに関する資料、ソ連領内の収容所に収容された捕虜のリスト、収容所における捕虜の生活を描いた写真などを含んでいる。

GAGZhのfond、とくにfond 380(第39捕虜収容所管理部)、fond 458(第37捕虜収容所管理部)には、収容所及び分所の設立、収容所入所者の移動と構成、捕虜の労働利用、給養、食事及び物品供与、医療サービスの諸条件、死亡と送還の諸問題を反映した文書、資料がある。

上記著作で利用したロシア及びカザフスタン諸公文書館の文書、資料の全体は、幾つかのグループに分けることができる。1) 外国人捕虜にかかわる基礎的な規範的=法的文書、2) ソ連内務人民委員部/内務省捕虜・抑留者業務管理総局指導部の命令、指示、3) 第99、39、37収容所の実務的文書で、捕虜の数的・民族的構成、捕虜の労働利用、給養、食事及び物品供与、医療サービスの諸条件、死亡の諸問題を明らかにしたもの、4) 捕虜の間でのイデオロギ的・大衆文化的活動、親族との連絡の可能性を明らかにするもの、5) 日本人捕虜の送還に関する資料、6) 回想や書簡の形での文書、定期刊行物、7) 写真である。

第2次世界大戦の歴史にかかわる、すべての公文書館資料は地方に、収容所が配置された諸都市に保存されている。ロシア連邦の諸公文書館は基本的には、一般的性格の資料を保存しているが、当時モスクワには地方から報告メモが挙げられていたことにも留意したい。

НОН-ЮКТУРНЫЙ ОБЗОР.

148

По медико-санитарному состоянию обслуживания лагеря 99 МВД военнопленных и интернированных и работа лечебно-санитарных учреждений за ноябрь месяц 1946 года.

А. ОБЩАЯ ЧАСТЬ.

747

1. Лагерь дислоцирован на окраинах и в самом городе Караганда и насчитывает в своем ведении 21 лагерное отделение.

2. Контингент в/пленных населяющий лагерь 99 распределяется по национальному признаку на 3 категории:

- а/ военнопленные немецкой армии.
- б/ военнопленные японской армии.
- в/ интернированные.

Военнопленные размещены по лаг. отделениям в соответствии их национального признака.

Военнопленные японской армии размещены на лагерных отделениях: 1, 6, 8, 9, 10, 11, 13, 14, 16, 18, 19 и 21 лаг. отделение где также находились в/пленные японцы которые переданы в Акмолинский лагерь.

Интернированные размещены на 22 лаг. отделение \* и на остальных лаг. отделениях содержатся военнопленные немецкой армии.

Размещение контингента в/пленных производится не только по национальному признаку но и руководствуется по их физическому состоянию как-то: в/пленные рабочей категории размещены в отдельных бараках, оздоровительная команда размещается в лучших жилых помещениях. Однако на ряде лагерных отделений контингент размещен скученно из-за недостатка жилых помещений и тесноты как то по лаг. отделение 2, 4, 5, 6, 8, 18, 10 и т.д. Имеют место случаи когда на одной койки живут по два человека, отходя и работая в разное время.

Весь контингент в/пленных, как немецкой так и японской армии и интернированные, размещены в бараках, которые подготовлены к эксплуатации в зимней. Стены оштукатурены, внутри побелены, печи исправлены, окна и двери обмазаны, прошпаклеваны. Недостатком является то, что на некоторых уголках лаг. отделениях в жилых помещениях одинарные рамы, вторые рамы отсутствуют из-за отсутствия стекла у хозорганов. Жилые помещения оборудованы двухрустными парами, вагонного типа. Ежедневно производится уборка помещений.

В тех помещениях где появляются клопы, тарны разбираются и опшариваются кипятком или специально оборудованным прибором.

Вандеблоку лагеря в своем большинстве в хорошем техническом состоянии, подготовлены к зимней эксплуатации за исключением как уже писалось в предыдущих отчетах: на 5, 6, 8 и 10 лагерных отделений положение прежнес

(ГАКО. Ф.410. Оп.5. Д.23. л.147-151)

1946年11月におけるカラガンダ収容所の医療・衛生状態を示す文書

出典：Japanese Prisoners of War in Karaganda Oblast (《Bolashak》 Karaganda University, 2011), p. 1011)

## カルラーグ博物館

### On Museum of *Karlag*

バヤン・ジュヌツソヴァ\*  
Bayan Zhunussova

20世紀は、全面的弾圧、第2次世界大戦、その他様々な歴史的事件に満ちていた。これらの事件は当時の人々の生活／生命に影響を与えただけではなく、全人類の悲劇でもあった。最も血塗られた事件の一つは、I. V. スターリンの治世に起こった。

今日、スターリンに関しては実に多様な見解がある。ある研究者が当時の事件に責任があると考える一方、別の研究者が彼の治世の達成を挙げて賞賛するという具合である。過去は元には戻らないが、我々の課題は、スターリンをけなしたり、褒めたりすることではなく、時代の教訓を引き出すことにある。過去の暗雲が未来の世代に覆い被さらないように、旧ソ連の誤謬を許してはならない。ソ連の歴史が、そこに属した国々の歴史と直接に結びついていることは言うまでもない。ソ連の歴史は、独立国家共同体諸国の歴史が正しく書かれたとき初めて公正なものになると言うべきである。

第二に、「過去から教訓を引き出す」とは、歴史を正しく書き直すことに限られるものではない。何が流血の戦争の原因となったのか、何がその推進力となったのかというような問に、何よりも答えねばならない。そうして初めて、人々は過去の誤謬の繰り返しを避けるよう一致できるのである。

今日、旧ソ連諸国のすべてで、これら事件の証人としての博物館が開かれている。博物館は非常に重要であるため、国家の保護のもとにある。歴史の中に何らかの事件を読み取ることと、結果を自分の目で見出すこととは別物である。前者に比べ、後者の要因の働きの方がより印象深い。

カラガンダ地域を含むカザフスタン共和国は、スターリン諸収容所の一大センターとなった。考えてみるがよい、カラガンダ州だけで著名な収容所が8カ所もあった。一つがカルラーグ、特命収容所が4、捕虜収容所が3あった。

こうしてカラガンダ市に、国家の保護下に「ドリンカ村政治弾圧犠牲者記念博物館」が設立された。同博物館は、2001年共和国大統領の依頼に応じて、旧カルラーグ管理部病院跡地に設立された。2008年「文化遺産」プログラムに基づき、カルラーグ管理本部建物で修復工事が始まり、2009年には全面的修理が行われ、博物館は新館に移転した。もとは1933-1935年に囚人によって建てられた2階建て地下室付の建物だったのである。博物館は3326 m<sup>2</sup>で、13の展示室がある。ここでは、カルラーグ開設から今日の独立カザフスタンまでの歴史すべてを見ることができる。

カルラーグ（カラガンダ矯正労働収容所）は、全体主義的弾圧期に形成されたグラウグ（カザフスタン・ソヴィエト社会主義共和国内務人民委員部収容所管理総局）の100収容所の一つで

---

\* カラガンダ・ボラシャク大学（カザフスタン）准教授、Associate Professor, Karaganda "Bolashak" University, Kazakhstan

ある。現在では、旧カルラグ施設は州の歴史的文化遺産に含まれている。カルラグ管理本部となったドリシカ村は、カラガンダ市南西50kmに位置している。建物は新古典主義のグレコ・ロマン様式で造られ、円柱を備えていた。本館、将校棟、地方軍人文化センター、国民経済の達成を展示する技術棟、産院、その他多くの建物からなり、一般労働者と囚人によって築かれたが、時を経て荒廃したのである。壮大な2階建ては当時のままではなく、今日では外れのわびしい場所だけしかない。博物館は実に多数の人が訪れ、年に3000人を数える。外国人や諸宗教の代表者がとくに大きな関心を寄せている。カルラグ史における弾圧された人々の運命にかかわる公文書や記念物が非常に数多く保存されている。

カルラグ史はグラグの歴史と直接に結びついている。1918年8月5日ペンザ郡クチンスカヤ郷でクラークの蜂起が突発した。この件でレーニンはペンザに打電し、クラーク、僧侶、白衛派、その他の蜂起参加者に対してテロルを加えるべきだと述べ、捕虜すべてを入れる収容所を設立するよう指示した。こうしてグラグ・システムが創設され、当時53の収容所からなる国家内の独自帝国となった。かかる収容所は1920-1930年代にコルイマ、マガダン、ヴォルクタ、シベリア、ウラル、カザフスタンに設立された。

カルラグ管理本部はドリシカ村にあったにもかかわらず、これに下属する収容所は200～300kmの範囲にあり、中央カザフスタン地域全体を完全にカバーした。地域の広さは、現在のフランス領土を上回りさえした。カルラグ本部から350kmの位置にはアクモリンスク支部、650kmにはバルハシ支部があった。収容所設立の主目的は、カラガンダ炭田、ジェスカズガン及びバルハシ精銅コンビナートのような発展しつつある工業生産のための食糧地帯の創設であった。主要な理由の一つには、当該企業において囚人という無報酬の労働力を利用することにあった。

カルラグの各支部には独自の経済施設、スイカ園、牧場、播種地があった。牧場は106にも及んだ。カルラグは共和国の指導に依存せず、モスクワのグラグに直属していた。カルラグには独自の内部部隊、電郵便施設、独自の経済的連絡手段があった。一口に言えば、カルラグは国家内の国家だった。

博物館の全面的修理に際しては、歴史的事実を誇張せずを示すことが目指された。そのため最新の先進的モデルが広く用いられた。科学技術の成果が利用され、各展示室にはアニメーション装置やヴィジュアル装置が備え付けられた。各記念物、各公文書が「自ずと語る」ようにされた。例えば「カルラグ創設」(1928年以降)室では、見学者は当時の音楽を聴くことができる。「女性と子供」室では、女性の叫び声や子供の泣き声を生々しく聴くことができる。

カルラグ本部をドリシカ村に置くという指令が出された1931年まで、同村には4000家族、80000人のカザフ人が住んでいた。1200人のロシア人、ウクライナ人、ドイツ人も暮っていた。彼らはすべて内務人民委員部の部隊によって突然、主とし



〔カルラグ博物館に展示されている取調室の様子  
(写真左手前は訳者の富田、右手の取調官はろう人形)〕

てテールマン、オサカロフカ、ヌリンスク地区に移住させられた。この移住は、とくにカザフ人には辛かった。移住に続いて、「バイ」「クラーク」と呼ばれた人々からの家畜没収が始まった。奪われた家畜は、カルラーク近くに開かれたトラスト「ギガント」の経営体「東方食肉」に引渡された。空いた土地には矯正労働収容所が設けられた。囚人は日夜働き、レールを敷設し、バラック・畜舎・兵営・赤軍指揮官用住宅を建てた。カザフ人の旧宅は、墓さえも破壊され、そのレンガは建設資材に回された。

ソヴィエト国家は人民を様々な口実で全体として断罪し、世界戦争開始のために無償の労働力として利用した。軍事技術は、囚人労働力により生み出された。カルラーク帝国だけでも、複数の牧場、10の播種地、レンガ工場、複数の鉱山があった。カルラーク近くの「ドゥボフカ」鉱山では、石炭の日産が6000tだった。囚人労働者はシェウルバイ・ヌラ、テンテク地域でも石炭を採掘し、「ドリнка」炭鉱が形成された。囚人はまた、軍需部品を生産する若干の生産部署、私的企業でも働いた。1940年までに、彼らは囚人37000人、一般労働者8000人を数えるようになった。彼らは無償だった。労働の対価として得たのは、日に黒パン一塊と不味いカーシャで、辛うじて餓死しない程度だった。現ドリнка村近くのシャハン、ユーゴ・ヴォストーク、カラコガなどの村には、カルラーク帝国の区域が配置されていた。現シャフティンスク、旧テンテクの建物の多くもカルラーク囚人の手で建設された。

博物館の学芸員たちは多くの仕事をしたが、その一つがカルラーク・サイトの開設である。サイト〈karlag-dolinka.kz〉は主として、収容され、死亡した人々の探索のためである。ごく最近開かれたにもかかわらず、自分の肉親の資料を見出した人が増えている。博物館にはカルラークの地図がある。地図は、法統計委員会州管理部と共和国検察庁特別登録課から入手した。これは非常に貴重な資料で、今後カルラークの秘密を解明するのに役立つ。この地図によってカルラークの正確な領域を確定し、現地で調査活動ができる点である。地図上の様々な記号の秘密を解き明かせば、数千の囚人の埋葬地を特定できるかも知れない。1960-1980年代に、モスクワ、レニングラード、その他ロシア各地から来た研究者がカルラークの資料を大量に持ち去った経緯もある。今日博物館学芸員たちはアルマティ、アスタナ、カラガンダ、ジュスカズガン、バルハシの博物館で然るべき資料を発見し、モスクワ、サンクト・ペテルブルグ、オムスクの博物館に保存されている資料で補足している。この結果、10000点以上の資料が収集された。

展示の準備には最新の機器が広く利用された。各展示室には、最新の科学技術の成果を生かし、アニメーション装置やヴィジュアル装置が備え付けられた。そこでは一つひとつの展示品が「自ら語る」ようにセットされている。各展示室には、それぞれに相応しい写真や地図が提示されている。訪問者たちは自分の眼で当時の苦難を見、おぞましい出来事を実感できるのである。

展示の芸術的装飾は「アルマトゥコルケム」（アルマトゥ美術）社の芸術家によってなされた。著名なマスター、デザイナー、専門家のナガシュベク・ムルザハンウルも参加した。現在では息子のムハンベトが引継いでいる。共和国レベルの博物館は州庁文化部の支援を受けている。歴史啓蒙の「アディレット」（正義）協会は博物館文書の受入れを援助している。

ここでは「アラシュの柱たち」（アラシュ自治運動の指導者たち）の独立闘争も特別な位置を占めている。1920年代に開始された弾圧は、カザフ知識人にとって本当の災厄だった。未来の世代のために命を落とした者が多い。このため大ホールには、「アラシュの柱たち」にかかわる優れた展示がある。

博物館学芸員たちは、全体主義体制の犠牲者とその子孫に関する完全な情報を集める大規模な学術調査活動を行っている。現在オープンしている展示室は以下の通り：「カルラーク：形成史」「カルラーク：経営」「カルラーク：弾圧された学者の学術研究活動」「カルラーク：女性と子供」

「カルラーグ：名前と運命」「カルラーグ：1930-1940年代のカザフ知識人の弾圧」「カルラーグ：内務人民委員部管理本部長執務室」「カルラーグ：芸術家の弾圧」「カルラーグ：サブカルチュア」「カルラーグ図書館」「1940-1950年代の弾圧」「独立カザフスタン」。博物館の地階には拷問室や監獄が置かれている。将来は、次のようなテーマの展示室を新設する計画がある。「第2次世界大戦中のカルラーグ」「カルラーグ囚人の聖職者」「カラガンダ出身の有罪被宣告者」。

現在、博物館の展示品の多数は歴史的な文書やそのコピーである。これを新たな展示品で補足することは、差し迫った課題の一つである。人民が自分の歴史を知り、教訓を引き出すために極めて重要なのである。歴史は、若い世代の民族主義的な感情を育成する重要な方法である。

カラガンダの収容所というテーマは、未だ全貌が明らかになっていない人類の痛ましい歴史のテーマに他ならない。この博物館が20世紀史の新たな研究の端緒となったことを、私は確信するものである。



カルラーグ博物館（元<sup>ラーゲリ</sup>収容所）

（出典：Karlag : Creativity in Captivity : Artists, Museums, Documents, Monuments  
 (« Bolashak » Karaganda University, 2009), p, 140)

## カザフスタン抑留秘話

## My Short History during the Detention as POW in Kazakhstan

呉 正男\*  
Masao Go

私は中学終了時、陸軍特別幹部候補生を志願して昭和19（1944）年4月水戸陸軍航空通信学校に入隊した。機上通信士訓練を受け、大型グライダーを曳行する九七式重爆撃機の通信士として従軍した。終戦の1945年8月は私が丁度満18歳となった月で、北朝鮮の日本海に面した宣徳飛行場で迎えた。

武装解除後、戦隊は解散して各自で38度線を突破して内地帰還を目指すことになった。私は9月初旬頃、ソ連軍に抑留された。ソ連兵に護送されて北緯38度線の北側を歩かされ、元山からは貨車で興南に着いたので、船で帰国できると思っていたが、今度は貨車に乗せられて北上した。

貨車は西に向かって23日間走り、着いた所が中央アジア・カザフスタンのグジルオルダ収容所だった。アラル海の南側の半砂漠で、小さな草木があり、ラクダも通っていた。

労働は3ランクだったと覚えているけれど、軽い作業、中位の作業、正常の作業に分かれていた。ふんどし一丁になってソ連軍の女医と日本人の軍医の前に立ち、手を出して爪を見せる。三日月があるかないか。私はマラリヤ発症があり、痩せていたため75%の中位の作業が多かった。

この収容所には約1600人いた。200人ずつの宿舎が8棟あり、左右に4棟ずつ、真ん中にトイレと食堂という配置だった。

死者はそんなに出なかった。半砂漠だと青い物はないけれど、牛や馬が食べているのを見ると、これは毒じゃないと判断した。青いものが芽を出すと、摘んでポケットに入れて後から食べた。ああいう物が一番生えやすいのは、じめじめした所だ。ロバがオシッコするような所に生えやすい。それを採って食べるから、随分回虫が湧いた。

カザフスタン収容所の場合は、零下25度になると仕事なくて良いという規定があった。労働のため門の所に並んでいると、収容所の担当者は今日は「零下25度になったから」仕事がないと主張するが、私達を働かせる兵隊は「未だなっていない」とやり合っていることもあった。ソ連の兵隊は掛け算ができず、5列に並べて5、10、15と数え、何度もやり直した。寒い中を待たされ、私もいくらか左足の小指が凍傷になって色が変わったけれど、切らずにすんだ。

実は、抑留中の嫌な思い出は語りたくない。ソ連抑留の悲惨な重労働、特にシベリアの森林伐採、及び食料の欠乏等については、多くの体験記が残されている。ただ、抑留者にとっては大事な入浴、排泄、紙については記述が少ないので、主として下半身に関することを秘話とし

---

\* カザフスタン抑留体験者、A Former Prisoner of War in Kazakhstan after WWII

（著者略歴）1927年8月4日生まれ、帰還して法政大学卒業後、横浜華銀（横浜中華街）に入行。専務理事、理事長を務める。横浜台湾同郷会会長、横浜華僑商公会会長など団体役員も務め中華街の発展に貢献。

（参考資料）戦場体験史料館・電子版（[http://www.jvvp.jp/go\\_masao.html](http://www.jvvp.jp/go_masao.html)）。

『20代記者が受け継ぐ戦争』、『東京新聞』2012年8月18日。

『神奈川新聞』2001年8月6日（<http://kakatokuhatu.katakura.net/go.html>）。

て紹介したい。

A. 入浴（浴室1箇所／年に2～3回入浴）

- ① 浴場入口で全衣服を脱ぎ、シラミ排除のため熱処理室に。
- ② 二人で桶1杯の湯と石鹼を受けとり体を洗う。
- ③ 刺刀を持った者が毛ジラミ除去のため、全員の陰毛を刺り落とす。
- ④ 湯上り用にもう1杯、湯を貰って石鹼を流す。
- ⑤ 出口で熱処理された衣服を順番に受領する（即ち、脱衣服と受領衣服は異なるものである）。

\* 抑留者には常にダモイ（帰国）の噂が絶えない、その期待があるから苦難に耐えられたのである。ダモイ間近の噂があるので、陰毛削除状態での使用について慨嘆していた。

B. 便所（収容所真中に1箇所のみ）

- ① 大便：大きな穴を掘り、周りを囲い、出入口は2箇所あり、屋根がなかった。穴の上に木板を平行して沢山並べただけの大便所だった。即ち、数列に並んで行き、前後左右丸見えで混雑していた。向き合って相互に陰部、又は背後から前者の肛門を見ながらの排便だった。
- ② 小便（便所の周囲に排尿所）：寒冷期の夜間排尿。扉を出て便所に行くよりも宿舍の壁に向けて排尿を済ませる者があり、翌朝の壁下に氷結の跡が残った。これを防止する為出口に不寝番を立てたが……。或る者は便所に向かって走りながら排尿し、途中で戻って来た。翌朝各宿舍の出入口から便所に向けて、尿が撒かれた氷結跡が歴然として残った（勿論、掃き消す作業必要）。
- ③ 尿処理：溜まった糞尿は虚弱者が担当して収容所外へ搬出した。寒冷期の糞尿は氷結しているため、鉄器具を使って掘削するので飛沫が被服に飛び散った。

C. 紙（大使用紙）

用紙の支給は皆無だった。毎日の事であり大変苦労した。半砂漠地帯なので、水、木片、木の葉はない。肛門の不潔は痔の原因となった。尻拭きに最適なのは布切れである（使用後洗って再使用）。入浴時の脱衣服と受領衣服は異なると前記したが、着衣のポケットが切り取られ、袖が短くなって、抑留当初の衣服は簡素?となった。

最後に、昭和22（1947）年7月、舞鶴港に体重40kgにて復員するまでの2年間の抑留体験は、台湾人として甚だ希少であると思う。

## 写真で見る日本人抑留者の足跡

Traces of Japanese POWs Detained in Kazakhstan:  
Introduced with Photographs

味方 俊介\*  
Shunsuke Ajikata

当時ソヴィエト連邦を構成する共和国の1つであったカザフスタンには約58,900人の日本人将兵・民間人が強制抑留され、これまでにわかっているだけで1,457人の抑留者が死亡したといわれている。



〔1945年当時のカザフ共和国（カザフ・ソヴィエト社会主義共和国）  
（各都市の名称は、ソ連崩壊まで使われた呼称で表示している。各行政区史を参考に筆者作成。）〕

日本人抑留者たちは、都市建設、ダム・発電所建設、鉄道敷設、炭鉱労働、製材所、煉瓦工場など、様々な場所での強制労働に従事させられた。

当時カザフ社会主義共和国の首都であったアルマティでは都市建設や工場、農園などでの労働が多く、ステップの炭鉱都市であったカラガンダでは炭鉱労働が多く、気候や生活環境など南部と北部で地域差があったといえる。

\* 日本中央アジア学会会員（『カザフスタンにおける日本人抑留者』著者）、A Member of the Japan Association for Central Asian Studies (The Author of the Japanese Book, *Japanese Prisoners of War in Kazakhstan after WWII*)  
（筆者註）本稿に掲載されている写真のうち、特に記載のないものはすべて筆者が撮影したものである。



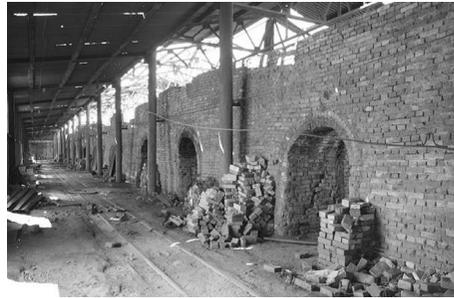
〔カラガンダに残るボタ山  
(元抑留者・笹井作造氏提供)〕



〔ジェスカズガンにある火力発電所〕



〔カラガンダにある製材所〕



〔カラガンダにある煉瓦工場〕



〔アルマティ市内にある市電車庫〕

### <日本人墓地>

毎年8月、アルマティ在留邦人・アスタナ在住邦人による日本人墓地清掃・慰霊が、アルマティ・カラガンダそれぞれの地で行われている。



〔アルマティの中央墓地内  
にある日本人墓地〕



〔アルマティの中央墓地内にある日本人墓地での  
在外邦人による清掃・慰霊〕



〔カラガンダのスパスク収容所  
墓地跡に立つ慰霊碑〕



〔カラガンダ収容所第11分所日本人墓地〕

カザフスタン国内には47ヶ所に日本人墓地があるとされている。アルマティ市内にある日本人墓地は、アルマティに事務所を置く日系企業の有志や現地の方々の手によって整備され、近年は多くの日本人が訪れる。



〔アルマティの中央墓地内にある  
日本人墓地〕



〔アルマティ郊外にある日本人墓地跡（遺骨回収済み）〕





〔アルマティ郊外にある日本人墓地〕

元抑留者たちの戦友会がカザフスタン政府・地方自治体の協力を得て建立した墓碑・慰霊碑も多い一方、いまだに発見されていない墓地も多い（都市開発や地盤沈下などによって発見困難になる場合も多いという）。



〔カラガンダ収容所第11分所日本人墓地  
（元抑留者・笹井作造氏提供）〕



〔カラガンダのカラバス収容所跡に立つ  
慰霊碑（元抑留者・笹井作造氏提供）〕



〔ウスチカメノゴルスク郊外にある  
日本人墓地（抑留者遺族・細山田紀子氏提供）〕



〔ケンタウ市内の公園内に立つ慰霊碑  
（元抑留者・笹井作造氏提供）〕



〔ケンタウ郊外に立つ慰霊碑  
（元抑留者・笹井作造氏提供）〕

### <日本人抑留者が残したもの>

当時カザフ社会主義共和国の首都であったアルマティでは、科学アカデミーや旧国会議事堂（現カザフ英国技術大学）、トラム（市電）車庫や水力発電所など、日本人抑留者が建設に携わった建造物が現在もなお使用されている。



〔アルマティ市内にある科学アカデミー〕



〔アルマティ市内にある旧国会議事堂  
（現カザフ・ブリティッシュ技術大学）〕



〔アルマティ市内にある  
旧KGB（現警察署）〕



〔アルマティ市内にあるワイン工場〕



〔アルマティ市内にある市電車庫〕



〔アルマティ郊外にある湖から  
水を引く送水管〕



〔かつてカラガンダ市内にあったオペラハウス  
「夏の劇場」(元抑留者・笹井作造氏提供)〕



〔解体・移動されたオペラハウス  
「夏の劇場」の一部〕



〔ジェスカズガンにある火力発電所〕



〔クズイルオルダにあるダム  
(JICA・飯田次郎氏提供)〕



〔アスタナにある2階建てアパート〕

満身に食事も与えられない異国での過酷な生活環境で多くの優れた建造物を残した日本人抑留者の功績は、現地の市民からも高く評価されている。

今日のカザフスタン国民の日本人に対する敬意には抑留者の功績あり？

## 回想記に見るカラガンダの日本人捕虜

Japanese POWs in Karaganda in their Memoirs

富田 武  
Takeshi Tomita

もと日本人捕虜の間では、カラガンダ（第99地区）収容所はよく知られている。第一に、カザフスタン共和国の諸収容所に抑留された日本人は36659人で、ハバロフスク地方、沿海地方、イルクーツク州に次いで第4位を占め、カラガンダ州には共和国の半数以上がいたからである。第二に、1950年「徳田事件」がカラガンダから帰還した保守的グループのアピールに始まり、菅季治の衆議院委員会における証言後の自殺によってセンセーショナルに報道されたからである。菅はカラガンダ収容所の通訳だったため、日本共産党書記長の徳田球一がソ連政府に反動分子は日本に送還しないよう要請したとする同収容所政治部将校の発言の真偽について証言を求められたのである。

カラガンダにおける日本人捕虜の回想記は少なくない。『捕虜体験記』（8巻、1984-1998年）第5巻にはエッセイ10本が収められ、川堀耕平『カラガンダ第8分所 中央アジア抑留記』（2008年／著者は1925年生まれ、広島在住）を始めとする単行本がある。筆者は、『カラガンダ州における日本人捕虜』（ボラシャーク大学）を念頭に置きながら、これらの著作からカラガンダにおける日本人捕虜の生活の若干の要素を拾い上げることにする。

1. カラガンダ収容所では、日本人入所に先立ってドイツ軍と同盟国軍の捕虜が働いていた。ドイツ人と日本人はほぼ同数だったが（表）、同一のバラックには住まなかったし、同じ現場で働くことも稀だった。両者の出会いは病院、ここではスパツスクの第1療養分所においてであった。ドイツ人は収容所生活の先輩だったため、一般に日本人に対して横柄であったが、良好な関係もあることはあった。泉雅行によれば（一般的にも指摘されるところだが）、ドイツ人捕虜が規律と民族的誇りを維持したのに対し、日本人捕虜は収容所当局の命令に従いがちであった。

表 カラガンダの捕虜と抑留者

分所	所在地	捕虜		抑留者	合計
		欧州系	日本人		
1	スパスク	1780	1335		3115
2	フォードロフカ村	1498	-		1498
3	コステンコ記念炭鉱	1020	-		1020
4	キーロフ記念炭鉱	1181	1		1182
5	第31番炭鉱	1298	43		1341
6	第42 / 43番炭鉱	33	2351		2384
7	西部炭鉱	1898	-		1898
8	第26番炭鉱	39	1367		1406
9	第20番炭鉱	2	1525		1527
10	西部	7	1134		1141
11	第2レンガ工場	10	801		811
12	ドゥボフカ村	1213	-		1213
13	サラン製造	61	-		61
14	採石場	8	449		457
15	「住宅建設」修理場	1460	-		1460
16	西部	2	320		322
17	テルミタウ市	813	-		813
18	テルミタウ市	7	1103		1110
19	テルミタウ市	-	810		810
22	コクゼク村	-	-	184	184
	合計	12230	11739	184	24253

出典：Iaponskie voennoplennye v Karagandinskoi oblasti, pp.414-415

- どの民族の捕虜も一部は炭鉱で働いた。『捕虜体験記』第5巻では、重労働の記述は少ない。坂本弥一によれば、彼は地下1000mの坑内で、ドイツ人とともに働いた。規則上は3交替制で8時間労働だったが、実際には準備と片付けの時間も含めてそれを上回った。12時からの夜間労働がとくにきつかった。坂本は足を傷つけようとさえしたが、恐ろしくてできなかった。『カラガンダ州における日本人捕虜』は「捕虜労働の利用の、とくに第99収容所におけるその過程と結果を詳細かつ完全に描くことは、また総生産高に対する捕虜労働の貢献のウエイトを正確に測ることは、公文書からだけではできない」（577頁）と記していることに留意したい。
- いわゆる民主運動について、『捕虜体験記』はその活発な様子を伝えている。『カラガンダ第8分所』によれば、同分所に「日本新聞」が現れたのは1946年春のことだった。しかし、反軍闘争を含む民主運動は当初は低調だった。1947年4月に民主グループ「新潮」が20人で結成され、6月には300人になった。10月にスパスクで、アクチヴ養成の講習会が開かれた。各分所から集められた、川堀を含む25人の講習生は、全連邦共産党（ポリシェヴィキ）歴史小教程、スターリン憲法、ソ連情勢、日本帝国主義史などを学習した。1948年2月には、全分所で反ファシスト委員会が設立された。菅は当時、収容所全体の通訳として働いていた。大衆集会で、アクチヴが将校や反動分子を激しく批判する「吊し上げ」も行われた。
- 民主運動と並行して、捕虜の文化活動も進められた。1946年5月1日（メーデー）に、第8分所では初めて演劇・歌謡公演が行われた。そのプログラムは伝統的・民族的なものだったが、やがて劇場は民主グループの指導下に左傾化した。川堀は当時自らも漫画を描いたが、1947年11月7日（革命記念日）の分所における美術展覧会のことを記している。彼は横山

操の絵画を高く評価したが、横山は帰国後プロの画家になった。

5. 満洲国国境警察に勤務した加々美幸は、最初ウスチ・カメノゴルスク（第45地区）収容所、ついでジェスカズガン（第39地区）収容所に、最後にカラガンダ収容所に収容された。1949年8月27日彼は、ロシア共和国刑法典第58条第6項によりソ連に対するスパイ活動の廉で、自由剥奪25年の刑を宣告された。加々美はカラガンダ監獄（3階建てレンガ造り）に移送され、さらに1950年3月にはバム鉄道沿線のある場所に移送された。著名な詩人石原吉郎は、第13分所にいるときに同じ罪状で自由剥奪25年の刑を受け、バム鉄道沿線の第33コロニーに移送された。これらの事実から推定されるのは、カラガンダではカザフスタン共和国最高裁判所出張法廷が開かれたことである。カザフスタンの収容所は一般に懲罰的性格を有すると言われるが、どうであろうか。

このように、カラガンダにおける日本人捕虜のテーマには、なお知られざる側面及び事実が存在する。われわれの課題は、モスクワ、カラガンダの公文書、もと日本人捕虜の回想記をベースに研究を深化することである。

## 補・カラガンダ残留者阿彦哲郎

Appendix: Ahiko Tetsuro: A Former POW Who Remained in Karaganda  
after his Release from the *Lager*

富田 武  
Takeshi Tomita

阿彦哲郎は1930年、南樺太本斗町に漁師の三男として生まれた。本斗小学校を卒業後、渡辺鉄工所で働きながら本斗青年学校に学んでいて、敗戦を迎えた。ソ連軍が進駐し、樺太庁の指示により15歳以上の男子は引揚を許されず、残留することになった。彼(数え年で15)も残留し、造船所(旧渡辺鉄工所)で働き続けた。当時南樺太(ソ連領に編入されたのでサハリン南部)には、大陸に連行された将兵や樺太庁幹部を除く24万に及ぶ日本人及び朝鮮人が残留したが、捕虜収容所はなかった。阿彦は、ソ連軍が発行した日本人向け新聞『新生活』は見たことがないという<sup>1</sup>。



〔写真中央が阿彦氏、左はカラガンダ・ボラシャーク大学学長のドゥラトバーコフ氏  
(カラガンダの日本人埋葬碑の前で)〕

(筆者註) これは、富田武『シベリア抑留者たちの戦後—冷戦下の世論と運動1945-1956』(人文書院、2013年)第4章第2節2(195-200頁)を転載したものである(ただし挿入した写真およびキャプションは、本稿において新たに付け加えた)。

<sup>1</sup> 阿彦インタビュー、2013年2月20日、札幌。小川峯一『置き去りにめげずカザフスタンで生き抜いた同胞たち』(日本サハリン同胞交流協会、2010年)、26-33頁。N. Dulatbelov i dr. Iaponskie voennoplennyye v Karagandinskoi oblasti. Karaganda, 2011, s.1227-1229.

ここで、当時の南サハリンの状況を他の著作から補足しておくとして、1945年10月にはソ連軍が暫定的な軍政措置を講じた。第2極東方面軍司令官プルカーエフ大将の布告には、①住民（日本人及び朝鮮人）は赤軍に協力する、②各企業家、労働者、勤務員は生産向上に努める、③鉄道運輸関係者は鉄道、運輸事業の復旧に努める、④商業企業は、食料品、工業品を平常通り販売する、⑤地主、農民は収穫に努め、農村と都市のために食糧を確保する、等々とあった。12月には樺太庁が接収され、長官以下の高級官僚は連行されたが、民政局は部長クラスをソ連人が占めたものの、日本人官吏の協力を必要とした。豊原（ユジノ・サハリンスク）、大泊（コルサコフ）、真岡（ホルムスク）、本斗（ネヴェリスク）など11カ所に民政署が設置されたが、その下で旧来の市町村長が働くことになった。ソ連側は、住民の協力を得て産業を軌道に乗せ、ソ連人の移住を待つ必要があったのである。

他方、生産の計画システム及び労働ノルマ制、食糧配給制（米をある程度支給するが、職種により配給に差別をつける）、プロプスク（身分証明書で携帯義務あり）の導入など、住民には新しい制度も施行された。46年2月に、南サハリンはクリル諸島とともにソ連領に正式に編入され、ソヴィエト制度が施行された。鯨などの漁期に住民を割当動員することも行われた。軍政が終っても、官憲による住民の不当な圧迫、さらには些細な仕事上のミスや過去の経歴を理由とする逮捕、裁判、有罪判決、大陸の収容所送りがあった<sup>2</sup>。

1948年6月、阿彦は突然逮捕された。刑務所に6ヶ月留置されてから、ロシア共和国刑法第58条「妨害行為」の廉で自由剥奪10年の判決があったと知らされた。本斗青年学校は敗戦前に義勇軍とされ、第303部隊と呼ばれていたが、そこに属していたことを誰かが密告したためではないかという。実は同部隊は正式には「郷土防衛第303部隊」と呼ばれ、敗戦直前の7月中旬に結成され、8月9日ソ連参戦に応じて動員されたさい隊員には二等兵の階級も付与されたが、15日の「玉音」放送後に解散した。ところが1946年10月、本斗小学校教員が内務省ユジノ・サハリンスク本部に武器隠匿容疑で逮捕されたのを契機に、旧隊員が次々と逮捕、収監され、二十余名が1947年6月にロシア共和国刑法第58条「スパイ行為」の廉で自由剥奪10～15年の判決を受け、大陸の収容所に送られていたのである<sup>3</sup>。

阿彦によれば、判決を受けた者は大泊（コルサコフ）から船でウラジオストクに向ったが、同類の人々が300人程いたという。1949年中にウラジオストクからハバロフスクに移動し、翌50年カザフ共和国ジェスカズガンに移送された。ハバロフスクでは食糧（乾パンと鯨の塩漬け）5日分がいっぺんに渡されたが、直ちに食べてしまった。囚人専用車両（悪名高いストレイピンカ）内で、他の悪質な囚人に奪われないようにするためであり、他の回想記にもそのような記述が見える。

ジェスカズガンには炭鉱があり、囚人は重労働に従事させられた。阿彦は当初労働能力判定が1級だったが、衰弱して骨と皮だけのような状態になり、4級の判定を受けて翌1951年カラガンダ（第99）収容所第1分所（スパスクにある療養収容所）に送られた。なお、ジェスカズガン（第39）収容所には47年1月の時点で日本人捕虜が1212人（ドイツ人が2768人）いたとの記録があるが、一般囚人は捕虜と隔離されていたため、また50年だと日本人捕虜のほとんどが送還されたため、阿彦は一人も見かけなかったという<sup>4</sup>。

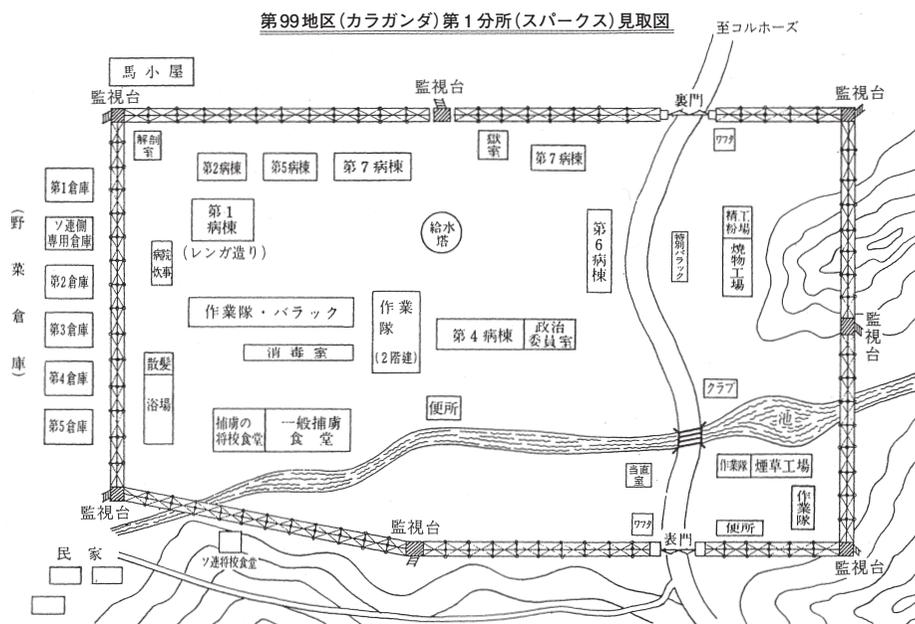
<sup>2</sup> 泉友三郎（新庄成吉）『ソ連南樺太—ソ連官吏になった日本人の記録』（妙義出版社、1952年）、45-47、62-64、76-84、115-118頁。福家勇『南樺太はどうなったか—村長の敗戦始末記』（葺書房、1982年）、129-130、185-191、197-198頁。

<sup>3</sup> 阿彦インタビュー。橋本六五郎「泰平を開くために」、朔北会編集・発行『続・朔北の道草—ソ連長期抑留の記録』（1980年）、1111-1120頁。

<sup>4</sup> 阿彦インタビュー。Dulatbelow, s.526.

カラガンダ（第99）収容所には、47年1月の時点で日本人捕虜が11805人いた。「日の丸梯団」発祥の地であり、「徳田要請問題」の渦中の人、菅季治が通訳をしていたこともあって、回想記は少なくない<sup>5</sup>。しかし、大多数の抑留者が送還された1950年以降のことを記したものは稀である。琿春国境警察隊本部に勤務していた加々美幸は、1948年3月ジェスカズガンからカラガンダに移送され、工場建設や鉄道工事に従事させられた。翌年8月軍事裁判でロシア共和国刑法第58条第6項「スパイ行為」の廉により自由剥奪25年の刑を受け、カラガンダ監獄に収容された（収容人員1000名くらい）。翌50年3月、囚人専用車両でノヴォシビルスクまで移送され、そのペレシルカ（中継収容所）を経てバム鉄道でタイシエツトから3日間の距離にある囚人ラーゲリに収容されたという<sup>6</sup>。

スパスク療養収容所は、日本人捕虜の記憶によれば図のような様子だったが、阿彦は浴場の傍の洗濯場で働いていたという。この収容所には、47年1月時点で日本人捕虜が1209人（ドイツ人928人）いたとの記録があり、回想記によれば、「民主運動」アクチヴの地区講習会が47年夏から48年5月にかけて行われていた。阿彦が入所した1951年には多数が送還されていたが、病院という性格ゆえに隔離が徹底せず、日本人捕虜と思しき人たちとすれ違って黙礼することはあったようである<sup>7</sup>。



（出典・『捕虜体験記Ⅴ中央アジア編』）

ソ連における日本人捕虜の生活体験を記録する会編・発行、1986年、60頁。）

1953年3月にスターリンが死去した翌54年、阿彦は恩赦で期限前釈放となり、アクタス村に

<sup>5</sup> Dulatbelov, s.528. 川堀耕平『カラガンダ第八収容所—中央アジア抑留記』（溪水社、2008年）（本名は和人）。徳田要請・菅季治問題について詳しくは、富田前掲書第2章第2節を参照。

<sup>6</sup> 加々美幸「徴役二五年を宣告されて」『捕虜体験記』Ⅴ、95-112頁。

<sup>7</sup> 阿彦インタビュー。Dulatbelov, s.527. 川堀前掲書、157-170頁。

移動させられたが、パスポート（国内旅券、というより身分証明書）を持たないため、勤め口さえなかった。当時スバスク療養収容所付近では第121、122炭鉱が開発中で、労働者のための食堂があり、そこからパンを盗んで食いつないでいた。ある日そのことが露見したが、現場監督（ウクライナ人）は日本人が勤勉であることを知っていて、阿彦をセメント工場に雇い入れてくれた<sup>8</sup>。

この工場には元日本兵が六人いたが、1956年（日ソ共同宣言の年）全員が帰国してしまった。阿彦は兵籍がないため帰国者名簿に載っておらず、帰れないことが悔しくてたまらなかったという。彼は、三宅ノブオ（岐阜県出身、郵便局勤務）、田中モハチ（栃木県）、田中サタロウ（秋田県、早稲田大学卒）までは思い出し、彼らがロシア共和国刑法第58条違反の廉で有罪となり、服役していたことも記憶していた。ちなみに、『毎日新聞』調査名簿（都道府県別）ではそれぞれ三宅農夫男、田口喜八、田口佐太郎となっている<sup>9</sup>。

1956年以降、阿彦はモスクワの日本大使館に何度も手紙を出し、帰国させてくれるよう訴えたが、手紙が届いたか否かも定かではなかった。同年ドイツ系のエカテリーナさんと結婚、一男一女をもうけたが、83年妻は工場で事故死、86年にモルドヴァ系のエレナさんと再婚した。ペレストロイカが始まり、1990年には日本サハリン交流協会がサハリンからの一時帰国支援事業に乗り出した。ソ連解体、カザフスタン独立により阿彦さんはカザフスタン国籍を取得、刑法第58条違反＝有罪からの名誉回復を受け、94年に最初の帰国を果たした。以降5度目の帰国の折に、2012年遂に永住帰国を実現した<sup>10</sup>。

---

<sup>8</sup> 阿彦インタビュー。

<sup>9</sup> 同上。『毎日新聞』1956年10月19日、二面。

<sup>10</sup> 阿彦インタビュー。

### III

## 抑留研究の現状と運動の課題

## ソ連指導部による日本軍将兵抑留決定の動機

Why Did Leaders in the Soviet Union Detain Soldiers  
of the Japanese Imperial Armed Forces?エレーナ・カタソーノヴァ\*  
Elena Katasonova

日本人捕虜のソ連抑留問題は、わが国では長年秘密扱いのテーマだったが、ようやく1980年代末、ペレストロイカの時期に、当時宣言された民主主義とグラスノスチの波に乗って広範な世論の対象となった。まさにその頃、1991年4月のソ連初代大統領M. ゴルバチョフの訪日準備の過程で、この問題にかかわる多数の秘密公文書が明るみに出された。それは新聞、学術的著作において激しい論争を呼び、ロシアと日本の歴史家に重要な、多様に解釈できる問題を投げかけた。その一つで、何よりも挙げなければならないのは、満洲で自発的に武装解除した60万人以上の関東軍将兵をソ連に強制労働のために移送するというソ連指導部の政治的決定の動機にかかわる問題である。

周知のように、対日参戦の日〔1945年8月9日〕にソ連も加わったポツダム宣言第9項は、日本軍将兵は武装解除の後にすみやかに家庭に復帰すべしと規定していた。この連合国の義務に従い、8月16日ソ連指導部はL. P. ベリヤ、N. A. ブルガーニン、A. I. アントーノフ連名でワシレフスキー元帥に秘密命令を送り、「日満軍捕虜はソ連領内に移送しない」と明記した。そこには、捕虜収容所は前線指揮官の指示に基づき可能な限り日本軍武装解除の地点に設置し、必要数の警備・護送兵を割り当てるべきことも記されていた。捕虜の給食は、満洲駐屯日本軍の基準に準じて行うべしとも記されていた。収容所における捕虜給養にかかわる諸問題の実施、指導のために、内務人民委員部捕虜抑留者業務管理総局長のクリヴェンコ中将が将校団を率いて出張することになった<sup>1</sup>。

この指示は実施されなかった。何故なら、8月23日にスターリンを議長とする国家防衛委員会が極秘の決定No.9898「日本軍捕虜の受入れ、配置、労働利用について」を採択したからである。そこには50万人の日本軍捕虜を強制労働のためにソ連に移送することが詳細に記され、経済施設ごとの配分、労働及び日常生活実施の措置が規定されていた<sup>2</sup>。議長I. V. スターリンの署名があった。

このようにソ連指導部は1週間のうちに、日本軍将兵の運命を決める措置を急変させた。8月16日の命令、ポツダム宣言に基づく連合国メンバーとしての義務に違反しての変更である。かくも突然の変更は、いかなる原因によるものか。この問題に答えるには、ロシアの公文書館で国家防衛委員会の8月23日の会議の速記録を探し、出席者の意見交換をフォローし、変更の論

\* ロシア科学アカデミー東洋学研究所上級研究員、Senior Researcher, Institute of Oriental Studies, Russian Academy of Sciences

<sup>1</sup> 『全抑協（全国抑留者補償協議会）広報』第10号（1994年2月）、18頁。

<sup>2</sup> 同上。

拠を見出さねばならない。しかしながら、この文書が今日まで発見されていないため、当時の出来事を説明する諸説と仮説を示さねばならない。この決定が何か一つの論拠でなされたのではなく、経済的・政治的・軍事的・イデオロギイ的・その他の性格のファクターに基づいていたことは、言うまでもない。

＜ファクター 1：ポツダム宣言の日本人祖国復帰の要求を実現することは、当時の満洲の状況では実際に不可能だったこと＞

まず、大量の捕虜獲得は満洲のソ連軍当局に大きな負担となった。捕獲された関東軍の各部隊は、ソ連軍当局によって設置された集結所、選別所、野戦収容所に送られた。病人と負傷者は野戦病院に収容された。これらの施設で捕虜は尋問され、然るべき文書、すなわち、個人登録簿及びカードが作成された。野戦収容所では、来るべき祖国送還に向けて梯団が編成された。

元第一極東方面軍司令官 K. A. メレツコフ元帥は回想記で、総じて捕虜問題は極めて厄介だったとして、こう述べた。「この人々には食糧、良質の医療サービス、衣服を保障し、一時的な配置その他の問題を決定しなければならなかった。最重要の問題については指示を受けたが、あとは現場で遅滞なく決定しなければならなかった」<sup>3</sup>。

この件については、第5軍作戦部長だった当事者の将軍、歴史学博士 M. A. ガレーエフが論文で、また筆者との面談で語っている。満洲駐屯ソ連軍司令部は日本軍将兵の満洲留置、食糧供給、医療サービス、警備で如何に大きな困難にぶつかったか。

彼がとくに強調したのは、「戦争直後に捕虜を日本に送還することは、ソ連政府が望んだとしても、実際には不可能だった。『誰に引渡すのか』という問題にさえ答えられなかった。独立の日本行政機関は未だ存在していなかった。日本軍捕虜をアメリカ軍司令部に引渡すことはナンセンスだった。1945年のドイツでは、わが軍は、後退するドイツ軍が連合軍ゾーンに撤退する余地を意図的に与えたことがある。今日では公開されたイギリス公文書により周知のこととなったが、チャーチルはドイツ軍を武装させ、あり得べきソ連軍との戦闘を準備するよう指示した。わが軍司令部は当時これに関する若干の情報をもち、警戒していた。捕虜をそのように引渡しではならなかったのである。しかも、捕虜を日本に送還するのは海路によってのみ可能である。わが国には、50万人も輸送する十分な海上輸送手段がなかった。それにもかかわらず、捕虜の日本送還を1946年には開始したのである」<sup>4</sup>。

ガレーエフは当時の目撃者、参加者として、日本軍捕虜を満洲に留め、中国側に引渡すという考えをソ連指導部が検討していたことは否定しない。しかし、「当時中国現地では政権が頻繁に交替し、捕虜収容所を管理する安定した行政が存在しなかった。しかも、日本人自身、とくに将官・将校が管理を中国側に移すことを拒否した事情も重要である。彼らは中国側に引渡されることはない、あからさまに語っていた。敦化地区では収容所の一つが（ソ連軍撤退のさい）臨時に国民党軍に引渡されたとき、中国人は捕虜を追い出し、一部を殺害し、わが軍が残した食糧予備を奪い取った。1946年10月に軍務に就かなかった日本人を釈放する指示が出されたとき、彼らの多数は収容所を離れるのを拒否した。日本人は満洲では日常的に現地住民の憎悪を感じていたからである」<sup>5</sup>。

ガレーエフの考えでは、これらの状況を考慮してソ連指導部は大部分の捕虜をソ連領に移送する決定を採択した。武装解除された日本軍将兵のかなりの部分の生命を救う唯一の道だった

<sup>3</sup> K. M. Meretskov. Na sluzhbe narodu. Moskva, 1983, p. 423.

<sup>4</sup> Pobeda na Dal' nem Vostoke. <http://vpk-news.ru/articles/67>.

<sup>5</sup> Tam zhe.

というのである。

#### <ファクター 2：捕虜の地位に関する連合国の合意>

ソ連指導部による捕虜日本軍将兵のソ連への強制労働のための移送の政治的決定の土台には、すでにドイツ人捕虜の運命を決める折に得られた経験があった。

敗戦後のドイツをどう処理すべきかの問題は、すでに戦争中に連合国が協議していた。とくに、1944年1月14日に活動を開始した欧州諮問委員会のソ連代表に宛てられた訓令の一つは、こう述べていた。「ソ連案は、停戦と武装解除後に直ちに軍隊の動員解除を実施するという米英案とは異なり、軍隊を丸ごと捕虜だと宣言するよう要求するものである」と。

われわれの要求が、米英側から歴史的先例がないと理由で反対された場合、貴官は、これまで先例のない無条件降伏の原則から導かれるものだと主張しなければならない」と<sup>6</sup>。

ソ連指導部の予想通り、欧州諮問委員会ではドイツ人将兵の今後の運命の問題が議論を呼んだ。米英の代表は、捕虜と認められたドイツ人は国際法の基準に従って扱うべきことを強調した。国際法の基準に従えば、捕虜抑留国は少なからぬ物質的支出を求められる。捕虜にはノーマルな住居、まっとうな食事、まともな衣服等を提供しなければならなかったからである<sup>7</sup>。

結局のところソ連側提案の妥協がなかったが、それは敵国兵士の抑留は権利ではあるが、戦勝国の義務ではないというものだった。従って連合国は、降伏したドイツ国防軍軍人を、思い通りに扱ってよいことになった<sup>8</sup>。

ソ連はこの原則を、ポツダム宣言に反して日本にも適用しようとしたのである。

#### <ファクター 3：賠償形態としての強制労働>

ソ連では、日本軍捕虜の強制労働は賠償の主要形態の一つと考えられ、戦争中にドイツ人捕虜の経験に基づいて作成されたソ連指導部の方針に完全に合致していた。

すでにテヘラン会談で、スターリンは相手方に「ソ連の復興事業のために約400万人のドイツ人を数年間にわたって利用するつもりである」ことを正確に分からせた<sup>9</sup>。この話題はその後の会談で進展を見なかったが、連合国はスターリンの計画を了解していた。その結果、ヤルタ会談で賠償問題が議論されたとき、戦勝国にドイツ人労働力を提供する要求は十分に根拠あることと認められた。

敗戦ドイツの賠償の主要な形態としての強制労働という考えの理論的根拠づけは、ソ連外交官のI. M. マイスキーが与えた。ソ連が被った損害の補償に関する委員会の長として、彼はドイツ人捕虜500万人以上を抑留し、「内務人民委員部の指揮のもとで課題を遂行させる」ことを提言した。強制労働には、補償以外に、「ソ連における労働学校を経験した」ドイツ人が「健全な考え方と気分」を身につけて帰国するメリットもあるとされた。この過程に「然るべき教育・宣伝措置が伴うなら」効果はいっそう大きいというのである<sup>10</sup>。

こうした諸原則は日本人捕虜にも拡大適用された。この問題を決定する諸要素の一つは、戦争によってソ連国民経済が破壊され、甚大な物質的損害と膨大な人的犠牲がもたらされたことであり、労働力が極度に逼迫したことである。日本人捕虜の追加が労働力不足を完全に解決し

<sup>6</sup> Semiriaga M. I. Kak my upravljali Germaniei. Moskva, 1995, p.203.

<sup>7</sup> Tam zhe.

<sup>8</sup> Mezhdunarodnaia zhizn'. No.4, 1996.

<sup>9</sup> Churchill W., The Second World War (Russian Edition) II, Moscow, 1991, p.604.

<sup>10</sup> Filatov A. M. V Komissiih Narkomindela: Vtoraia mirovaia voina. Aktual'nye problem. M., 1995, s.54, 64.

日付業務メモからの抜粋が有益であろう。「ソ連国民経済の観点から言えば、日本人捕虜の労働利用期間は可能な限り長い方が望ましい。しかし反面、国際政治的判断に立てば、とくに今後の連合国と日本との平和条約締結交渉に鑑みれば、日本人捕虜及び民間人の送還を現時点から部分的にでも開始することが有利であろう。日本人捕虜の送還を、国民経済計画履行を妨げない範囲で実施するのである」<sup>11</sup>。このように、労働利用と送還はソ連の日本人捕虜にかかわる相互に関連した政策だったのである。

#### <ファクター 4：政治的目的>

日本人捕虜をソ連における労働に投入する決定は、経済的動機と同程度に政治的動機によるものだったと言ってよい。何よりも、多くの歴史的事実が説得的に示すように、日本人をマルクス・レーニン主義で教育し、帰国後に世界革命思想を推進する、わが強力な「第五列」を育成する目的が追求された。

このさい、捕虜というものは国際場裏では常に、和平と平和条約の問題を決める際に、また他の外交交渉の際にも、敵国に対する圧力の政治的梃子だったという通念に同意しないわけにはいかない。ソ連も当初より、自国の戦略からこの強力な外交的梃子を逃さなかったのは当然である。スターリンは、将来の日本との平和条約締結に関する交渉において捕虜という梃子を利用することを考慮していた。

#### <ファクター 5：実現されなかった北海道占領をめぐる外交的手段>

この点はわが国では長らく議論に上らなかったが、日本人をソ連で強制労働に就かせたのは、北海道の一部をソ連軍が占領する提案をH. トルーマンが拒否したことに対する一種の政治的措置だったという見方が存在する。

1945年2月のヤルタ会談では、ルーズベルトはスターリンに自国軍を日本に上陸させるつもりはなく、どうしても必要な場合にのみ上陸させると語った。米国は、日本軍に対する大規模な地上戦、とくに満洲におけるそれはソ連軍が引き受けるものという利害関心を隠さなかった。かかる大規模な任務遂行はソ連に、新たな人的・物的損失を伴う大きな負担を強いることを連合国はよく認識していた。それだけに、ソ連の政治的要求はある程度まで尊重せざるを得ない立場だったのである。

ことに問題は、ルーズベルトとスターリンが約束した北海道北部のソ連軍による占領の件であった。しかし、この計画実現の時が近づくと、ソ米関係には深刻な不和が生じた。スターリンが戦時中パートナーとして安定した関係を築いてきたルーズベルトの死去が、米国の対ソ戦略に根本的な変更をもたらした。

周知のように、スターリンとトルーマンは関東軍の降伏、捕獲に関する書簡をやり取りしている。8月15日、米国側が準備した「一般命令第1号」がソ連側の検討に付された。それによれば、満洲、北緯38度線以北の朝鮮、樺太（サハリン）の上級司令部及び陸海空軍、補助部隊すべては極東ソ連軍総司令部に降伏することになっていた。

スターリンはこれを基本的に承認したが、二つの重要な修正を加えるよう提案した。「1. ヤルタ三国会談の決定に従ってソ連の領有に帰すべきクリル諸島を、日本軍対ソ降伏地区に含める。2. 同じく、樺太（サハリン）・北海道間のラペルーズ（宗谷）海峡に接する北海道の北半

<sup>11</sup> AVP RF, f.18, op.5, d.119, l.46-47.

部を含める。北海道南北の境界線は、東岸の釧路市から西岸の留萌市に至る線とし、両市を以北に含むものとする」<sup>12</sup>。

スターリンは、北海道北半部占領がソ連にとってとくに重要だとトルーマンを説得しようと、こう述べた。「ご存知のように、日本は1918-1921年ソ連極東全域を占領した。ロシアの世論は、日本固有の領土のどこかに占領地を持たなければ激怒するであろう」と<sup>13</sup>。

しかしながら、ソ連を戦後東アジア問題の処理から除外する考えが、最終的にはトルーマンの戦略における残余の論点すべてに優先した。スターリンの訴えに対する断固とした明快な回答は要するに、マッカーサー将軍は、自分が占領すべきだと思っている日本の一部を一時的に占領するために、ソ連軍を含む連合軍を利用することはできないということだった。

同じ8月16日にトルーマンは、米国防省の合同戦争計画委員会が準備した文書を破棄し、アメリカ軍に占領にかかわる全権限を与えるSWNCC指令第70/5に署名した。

マッカーサー回想録にはこう書かれている。「ロシア側は直ちに不安を示すようになった。彼らは自分たちの部隊が北海道を占領し・・・、日本を二分割できるように求めた。もう一つの要求は、ソ連軍が最高司令官総司令部の管轄から外れ、完全に独立することであった。私は断固として拒否した」<sup>14</sup>。

この結果、8月23日に予定されていたソ連軍部隊による北海道上陸作戦は中止された。8月27日、極東ソ連軍総参謀長S. I. イヴァノフ大將はソ連軍総司令部の命令を諸方面に送付した。「連合国とトラブルを起こし、誤解を与えることのないよう、いかなる艦船、航空機も北海道方面に向けることを厳禁する」と<sup>15</sup>。実際、北海道に接岸したソ連船は反転を余儀なくされた。

#### <ファクター6：軍事戦略的目的>

スターリンが日本人捕虜の命運を決定するさい、日本の軍事力に決定的打撃を与え、軍事力を復活してソ連にとっての脅威になる可能性を最終的に根絶するという動機に導かれていたという考えにも、経済的・政治的動機に劣らぬ根拠がある。このことを証明するのは、『中央公論』誌に発表された、1945年末のスターリンと蒋介石の息子との対話からの引用である。

それによれば、スターリンは1945年対日戦争を準備しているとき、日本の軍事力をかなりの程度過大評価し、敗戦後に再び自国に敵対するようになることを恐れていた。「スターリンは、アメリカは日本を占領しても日本軍を捕虜にしないのは問題だ、これでは第一次大戦のときにドイツにとった態度と同じだと述べた」。「もちろん、それ〔日本の再起—引用者〕はあり得る。というのは、日本は数が多く、復讐心の強い民族だからだ。日本は再起を願っている。これを阻止するためには、50万人から60万人の将校と12000人ほどの将官を捕虜にする必要がある。アメリカ人は日本による占領を経験していない」<sup>16</sup>。

#### <ファクター7：日本側の発意>

研究者の中には、関東軍将兵捕虜のソ連領内移送の要請が関東軍首脳から発し、8月19日に沿

<sup>12</sup> MID SSSR. Peregiska Predsedatel'ia Soveta ministrov SSSR s prezidentami SShA i prem'er-ministrom Velikobritanii vo vremia Velikoi Otechestvennoi voiny 1941-1945 gg. T.2. Peregiska s F. Ruzvel'tom I G. Trumenom (avg. 1941-dek. 1945). Moskva, 1989, s.285.

<sup>13</sup> Tam zhe.

<sup>14</sup> Kuznetsov S. I. Iapontsy v sibirskom plenu (1945-1956). Irkutsk, 1997, s.27.

<sup>15</sup> TsAMO RF, f.66, op.178499, d.9, l.61.

<sup>16</sup> 『中央公論』2003年10月号、195頁〔訳者註・横手慎二論文だが、正確には以下の著作からの再引用。Ledovskii A. M. SSSR i Stalin i sud'bakh Kitaia. Moskva, 1999, s. 28, 31〕。

海地方ジャリコーヴォ村で行われた極東ソ連軍首脳との停戦条件交渉の際に提示されたという見方がある。しかし、目下のところこれを証明する文書は存在しない。

それでも、かかる要請があった可能性を示す重要文書が、ロシア連邦国防省中央公文書館の関東軍捕獲文書フォンドに保存されている。1945年8月21日付の関東軍総司令部の極東ソ連軍総司令官A. M. ワシレフスキー元帥宛書簡である。書簡に記された日本側申し出の中に、「日本人将兵を極力貴軍の経営のため帰国までの間お使い下さい。・・・国籍を失うも可なり」とあった<sup>17</sup>。

この考えは、書簡よりかなり以前に生れたことが注目される。1945年夏に近衛文麿はモスクワに交渉に向かうつもりで、腹心の酒井鎬次中将とともに「和平交渉の要綱」を作成したが、そこには対米英戦争の和平を仲介してもらうための対ソ譲歩案が示されている。「海外にある軍隊は現地において復員し、内地に帰還せしむることに努むるも、止むを得ざれば、当分その若干を現地に残留せしむることに同意す」「賠償として、一部の労力を提供することは同意す」と<sup>18</sup>。アメリカの研究者H. ビックスは、自著『裕仁と現代日本の形成』に同案を紹介して、直裁にこう記した。「ソ連経済のための強制労働に服させるために日本人捕虜を抑留する考え（後にシベリアの労働収容所により実行されることになる）は、ソ連だけのものではなく、実際に天皇の側近の人物にその起源があったのである」<sup>19</sup>。

以上の全ファクターの複合が、ソ連指導部による60万以上の日本軍将兵のソ連領内移送、そのソ連収容所滞在、労働利用、送還の条件を決定した。もちろん、目下のところ仮説であり、公文書のみが真の歴史を実証してくれるのである。

<sup>17</sup> 斎藤六郎『シベリアの挽歌』（終戦史料館出版部、1995年）、208-209頁。〔訳者註・これはカタソーノヴァさんの思い違いで、8月29日付である。つまり、8月23日国家防衛委員会決定より後の文書ゆえ、同決定に影響を与えたものではない。〕

<sup>18</sup> 同上、133頁。

<sup>19</sup> ハーバート・ビックス『昭和天皇（下）』（講談社、2005年）、135頁〔Herbert P. Bix, *Hirohito and the Making of Modern Japan*, N. Y., 2001〕。

# 読売新聞

THE YOMIURI SHIMBUN

第41678号 (日刊) 読売新聞社 1992年

6月3日 水曜日  
1992年(平成4年)

読売新聞社  
東京都千代田区大塚1-7-1  
電話(03)3242-1111  
郵便振替口座東京4-612

# 「日本軍捕虜50万人移送せよ」

## スターリンが極秘指令 全文 入手

### 47収容地、詳細に

#### ソ連参戦 2週間後 シベリア抑留の原点



スターリン

【モスクワの白】古本朗 読売新聞は、巨匠で、ソ連の独裁者スターリンが対日参戦直後、右腕のペリヤ内相や極東艦隊の司令官らにあて発した、日本軍捕虜五十万人の収容・強制労働利用に関する極秘指令の全文コピーを手に入れた。ソ連軍の対日参戦（一九四五年八月九日）のわずか二週間後の同日、二十日に発せられた指令文は、ハム鉄道（第二シベリア鉄道）建設を始めとする作業地域・現場別に、投入する捕虜得兵の人数・移送・収容条件などを詳細に指示。スターリンが極東（現・中国東北部）侵攻と相前後して労働力としての捕虜獲得計画を練り上げていたことを裏付けている。（指令の全文一頁）

Указание Комитета в Секретариат (II часть)

Сов. СЕКРЕТНО

**ГОСУДАРСТВЕННЫЙ КОМИТЕТ ОБОРОНЫ**

ПОСТАНОВЛЕНИЕ ГОКО № 9898сс  
от 23 августа 1945 года Москва, Кремль.

О приеме, размещении и трудовом использовании 500.000 военнопленных японской армии

Государственный Комитет Обороны постановляет:  
1. Объявить НКВД СССР г.г. Берия и Кривенко принять и направить в лагеря для военнопленных до 500.000 военнопленных японцев.

四十七年の歳月を遡る初必く書が明らかになった捕虜文書は、六万近い犠牲者を生んだペリヤ抑留の原点の原形を位置する。

機密な指令項目が並ぶ。文面は、捕虜になった日本軍将兵を自国の所有物・消費品として扱うことだ。スターリン政権の「国家意識」を生かすという。また、厚生保護局の資料によらば、ソ連本土に抑留された日本軍将兵の総数は約五十七万五千人。ロシア側のペリヤ抑留地研究者として知られるキリヤエフ・ゴボヤフが研究協力部長も総数六十三万九千人を報告しており、この指令文書による限り、ソ連合文書による限り、ソ連本土に抑留された日本軍捕虜は五十万人をはるかに上回る規模に達する。

日本人捕虜の強制労働を命じたスターリンの指令の冒頭部分、「極秘文書の指定のもとに、国家防衛委員会 決定、一九四五年八月二十日、モスクワ、レムリン、日本軍捕虜五十万人の受け入れ、監禁及び労働力としての利用について、詳細に

なを命じている。一、NKVDの捕虜問題部(GUPV)に対し、ハバロフスク地方からスヤルスク地方など十二地域にわたり計四十七か所の強制労働現場を列挙し、投入捕虜数を指示している。要部・極秘文書(現 代史)の話、「いっただの命令」によって抑留が決定したからといって、日本側から申し出たという説から北海道の半分を占領するとをソ連提議してペリヤから拒否された(八月十八日付)と行なったという見方で、様々な論議がある。それだけに今回の文書はソ連側の意思決定をポイントを示すという意味で極めて貴重発見だ」

出典：『読売新聞』1992年6月3日。1面。

## 未来への記憶 — 『カラガンダ州における日本人捕虜』刊行に寄せて—

Memories for a Future:

Preface to the Publication of *Japanese Prisoners of War in Karaganda Oblast*

ヌルラン・ドゥラトベーコフ  
Nurlan Dulatbekov

主権・独立国家カザフスタンの発展の現段階において、大学教育の質的発展の課題がきわだっている。カザフスタン社会の増大する高度な専門家に対する需要を充足し、科学技術の諸分野における学術研究センターとなるような大学教育である。

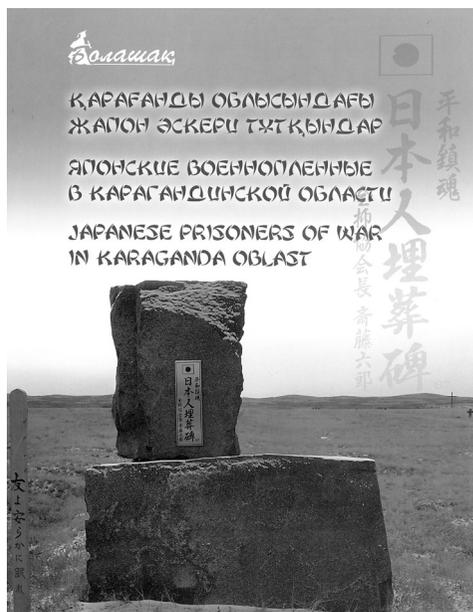
カザフスタン共和国大統領 N. A. ナザルバーエフの教書「ともに未来を建設する」に含まれたこの戦略的課題は、現代的方法及びテクノロジーに基づく教育過程が大学学術の発展と調和的に結合するような教育センターへと大学が変ることを求めている。

まさに、カラガンダの〈ボラシャーク〉大学は自らをかかえる教育・学術センターと位置づけている。ここでは長年にわたって、経済、法律、国際法等の高度な専門家を養成する整備されたメカニズムが機能している。

〈ボラシャーク〉大学における教育過程の重要部分をなすのが、基礎及び先端専門分野の諸学科で行われている学術研究活動である。諸学科の教授スタッフは数十の学術書、数百の論文、そして海外の研究教育機関との緊密な連絡をもち、共和国レベル及び国際的な学術会議に積極的に参加している。

〈ボラシャーク〉大学では、こうした学術研究活動のほか、中央カザフスタン学術研究所が活発に機能している。地域的及びグローバルな性格の歴史＝法律問題の広域をカバーした大規模な学術研究プロジェクトを成功裏に推進している。

20世紀大規模政治弾圧史を研究する学術研究・歴史教育センターの顕著な成果の一つが、15巻本『カルラーグ史』の最初の5巻の刊行である。4巻には四人の作品が収められ、1巻は1954年のケンギル蜂起の歴史を扱っている（カザフ語、ロシア語、英語）。この出版物のプレゼンテーションは、2010年5月にアスタナ市で開かれた学術会議「歴史から現代へ」において成功裏になされた。学術研究・歴史教育センターはさらに二つのプロジェクトを実現し、2011年4-5月



に『カラガンダ州における日本人捕虜』と『ソ連内務省ステップ・ラーゲリ略史』を刊行した。2012年2月には、『カルラグ史』プロジェクトの一環としてアルバム『カルラグ』を刊行した。カラガンダ矯正労働収容所の歴史に関わるユニークで、大部分は公表されたことのない写真と公文書を掲載したものである。

ソ連では20世紀1930年代初めから収容所システムが設立され、拡張した。大規模ラーゲリは、組織された拘禁施設の主要構成要素をなしている。1930年代から50年代にかけてカラガンダ州にはカラガンダ矯正労働収容所（Karlag）が設置され、活動していたが、それは弾圧機関に転じたのみならず、収容所生産複合体の強力な要素となり、カザフスタンだけではなくソ連全体の生産力の重要部分をなしたのである。

カルラグには長年、数万人の政治犯やその他の刑事犯が非人間的な条件下で収容されており、農業、建設、工業生産に無慈悲に利用されていた。完全な無権利状態、病気と半飢餓状態、衣服履物の不足、厳しい肉体労働、寒さと暑さのため囚人が大量に死亡し、13000人を超える年もあった。収容所が存在した全期間を通じて、囚人の数や分所の構成は不断に変化した。囚人労働の結果、中央カザフスタンの広大なステップ地帯が経済的に利用され、工業生産は増大し、カラガンダ州のインフラストラクチャーの土台が築かれた。

カルラグの歴史は、祖国史の学術研究の重要テーマの一つである。このテーマの専門的な研究がきわめて不十分であるため、カラガンダ州史の1930 - 50年代の学術的認識の形成過程が著しく遅れている。

第2次世界大戦は、世界史上最も恐ろしい、残酷な出来事だった。それは数千万の人名を奪い、ヨーロッパと世界の地図を塗り替え、国際関係システムを根本的に変更し、人間の運命を歪め、大地に大きな傷跡を残した。戦後長年にわたって、このテーマに関する数千もの書物が出された。大戦の原因、経過、力関係が実に詳細に検討された。犠牲者の正確な数字については、今日まで論争が絶えない。ここで忘れてはならないのは、民族、信仰、国籍にかかわらず捕虜収容所で生活／人生を破滅させられた人々のことである。前線で戦い合ったのは、自分の帝国主義的野心を満たすことが目的の指導者たちの闘争に巻き込まれた普通の人々だという点を一瞬でも想起する価値はある。

今日重要なのは歴史的公正の復活であるが、第2次世界大戦のテーマ、その根本原因、責任者、結果がどこまで真に正しく明らかにされるかに非常に多くのことがかかっている。むき出しの暴力では真の尊敬も成功も得られず、全世界の学者が細部やニュアンスを客観的に検討し、自分の考えのいずれかでも大衆に伝えようとしていることを、青年たちは理解すべきだ。このような悲劇が今後二度と繰り返されないよう、全力を挙げねばならない。

今日重要なのは死亡し、行方不明となった捕虜のリストを復活し、もって戦争被害者の正確な人数を確定することである。この問題を解決する上で劣らず重要なのは、最愛の人・縁者の運命を少しでも知りたいという肉親の公正な要望である。それゆえ、この種の資料を探すことも現在の研究者にとっての最重要の課題の一つである。

皆さんに提示する本は、わが大学の学術研究・歴史教育センターのもう一つのプロジェクトの実現結果、『中央カザフスタンにおける捕虜の歴史』である。

祖国の英雄的な歴史のドラマの中でも、重要な位置を占めるのが戦後期（1945 - 1950年）である。この時期、カラガンダ人もカザフスタン人全体も、戦後の制約や困難を伴う共和国の経済的・社会的・文化的発展にまことに積極的に参加した。この時期は、カラガンダ州が矯正労働収容所網（カルラグ）に覆われ、そこにはソ連市民のほか、ドイツ軍及び日本軍兵士を含む外国人捕虜も収容されていたのである。

スターリンに代表されるソ連政治指導部の意志によりカラガンダ州を含むカザフスタンにいる日本人捕虜は、その後は既存の収容所（第99）と新設の収容所（第37、39）の収容増で補充されながら、工業及び民生建設に引き入れられ、石炭・銅鉱の採掘、銅製錬に従事させられた。日本人捕虜の給養条件は、他の捕虜と同じく極度に厳しかったが、当時の体制及び社会の基準と完全に合致していた。

カザフスタンにおける日本人捕虜在留史は、祖国の歴史学の中で最も研究されていないテーマの一つである。このテーマの個別研究がないために、カラガンダ地域の戦後史の科学的理解の形成は著しく困難だった。

こうした状況下で本書の著者たちは、現存する歴史の空白を埋めることを自分の義務と考えた。カラガンダ地域の日本人捕虜在留史の検討の過程では、複合的な施策が徹底的にとられた。何よりもまず、このテーマでわが国や外国の歴史家が書いた著作を仔細に研究した。一連の公文書館で、然るべき文書・資料の大群を探索、発見、研究する綿密な仕事が行われた。文献と公文書の分析の結果として研究課題が練り上げられたが、それは問題の複雑さ及び多面性、従来の検討の不十分さ、問題のアクチュアルで新鮮なことによって規定されていた。こうしたファクターに規定されて、著者たちの関心は日本人捕虜給養の性格と条件、食事・衣服の保障、医療サービスの実施、労働利用のような主要な側面に集中することになった。

主権国家カザフスタンの未来志向のダイナミックな発展は、カザフスタン人、とくに青年の歴史意識の水準に大きく依存している。これとの関係で特別な役割を果たすのは、祖国の歴史、何よりもまず、戦後初期のような時期の複雑で充実したダイナミズムの深い学術的研究である。

この時期は、1935 - 1945年の第2次世界大戦がもたらした巨大な困難にもかかわらず、カラガンダ州を含むカザフスタンの産業の開発・発展のテンポは落ちなかった。この課題の解決に重要な役割を果たしたのは何よりも、祖国に対する責任と義務を感じ、人類史上最も破壊的だった戦争を勝利のうちに終え、国民経済の復興・発展に向けた創造の労働に積極的かつ自己犠牲的に取り組んだカザフスタン人である。

カザフスタンの産業の開発・発展の課題に彼らとともに当たったのは、多数のGULAG（グラード/矯正労働収容所管理総局）の囚人と、外国人捕虜及び抑留者である。

第2次世界大戦中並びに終結後にカザフスタンにはヨーロッパ及び東方諸民族の捕虜・抑留者が数多く移送された。ドイツ人、オーストリア人、ポーランド人、ルーマニア人、日本人、中国人、朝鮮人などである。彼らはすべて、ソ連内務省GUPVI（捕虜・抑留者業務管理総局）に下屬する捕虜収容所に集められた。

カザフスタンに配置された15の捕虜収容所のうち、4はカラガンダ州にあった。これらに収容され、戦後初期はとくに広範に展開された工業及び民生建設、石炭・銅鉱の採掘、銅製錬などで積極的に用いられた捕虜は、カラガンダ州とカザフスタン全体の経済発展に顕著な貢献をした。カラガンダ地域の捕虜総数は31074人であった。うち日本人は15735人、つまり50.6%であった。州国民経済の主要部門の建設・稼働でも相応の貢献をした。これは、日本人捕虜が戦後初期のカラガンダ州に経済発展に、従ってまた同地域のみならず、共和国全体の社会的福祉の物質的基盤の強化に果たした役割を明瞭に物語っている。

このような歴史に照らすと、カラガンダ州の収容所における日本人捕虜在留の歴史は特別なアクチュアリティと重要な意義を持つ。このテーマの研究は、科学的な祖国史戦後期像を著しく深化・拡大し、住民諸層、とくに青年の歴史意識形成の事業に大きく貢献することを可能にする。しかも、この問題の政治的側面にも少なからぬ意義がある。カザフスタン共和国と日本との、民間を含む友好関係のいっそうの強化に資する点のことに他ならない。日本人のカラガ

ンダ州を含むカザフスタン在留を客観的・全面的に検討するためには、この問題が日本人にとってどういう意味を持ち、どれほど敏感であるかをカザフ側が理解し、わが国諸民族に形成された若干のステレオタイプと神話を克服することが求められるのである。

旧ソ連における捕虜の歴史は、今日のロシア史学で活発に検討されたテーマの一つである。それは何よりも、1980年代から1990年代にかけて始まった公文書—外国人捕虜にかかわる公文書も含む—の機密解除によるところが大きい。

この20年、かなり多数の学術論文、モノグラフィー、資料集が公刊された。今日存在する捕虜問題に関する学術研究文献の史学史的な詳細な分析はここでの課題ではないが、その一般的な性格付けだけは示すことができる。

今日までに蓄積された研究書、出版物の大群は、次のように分類できる。1) 総論的著作、2) 個別民族にかかわる著作、3) 地域レベルの著作、4) 給養、医療サービス、労働利用、捕虜の死亡率と送還といった諸問題の多角的側面にかかわる著作、である。

上記の研究書、出版物は性格、内容、狙い、資料的基礎のいずれにおいても一様ではない。学術的会合における小さな報告、発表は、歴史学の学術誌に発表される論文、博士論文、モノグラフィーに取って代われつつある。後者はいわば等身大の研究で、過去には機密指定されていた公文書に基づいて問題の主要側面の総合的検討がなされた。扱われた諸側面の広がりには様々な領域に及んでいる。法律的・政治的・外交的領域から、人数、給養条件、労働利用の性格と傾向、医療・食糧保障、死亡率、送還に至るまで。研究書と出版物は、コンセプト面でも多様である。問題を全体主義、ソ連の弾圧政策の文脈で捉えるものもあれば、よりバランスのとれた構造的なアプローチもある。そこでは、第2次世界大戦のどの側面も不十分にしか研究されておらず、見解が極端に分かれ、長期的な展望に立てば極めて重要なことが考慮されている。

第2次世界大戦期の捕虜問題の学術的究明に重要な役割を果たすのが、資料集の刊行である。これには2000年刊行のものと同2005年刊行のものがある。第一の資料集は、ロシア連邦国立公文書館と歴史文書コレクション保存センターの機密解除された文書群に基づいて、国の指導部の捕虜政策、つまり、給養及び労働利用の条件、戦犯の摘発及び処罰、祖国への送還実施を再生したものである。この資料集には、規範的性格の文書と並んで、スターリン、モロトフ、ベリヤ、フルシチョフ等に宛てた報告メモ、現況報告、その他の情報分析資料も含まれている。これらは、捕虜に関する決定の政治的・経済的動機を完璧に解明することを可能にし、捕虜の給養、労働、生活の諸側面に関する信頼できるデータを新たに提供してくれる。

第二の資料集には、1941 - 1951年における内務人民委員部／内務省捕虜・抑留者業務管理総局傘下の地域組織の活動の結果に関するロシア国立軍事公文書館の文書、資料が含まれている。資料集には、旧ソ連13経済地域（カザフスタンを含む）に分けられた共和国・地方・州の捕虜・抑留者管理局による小報告、観察、報告メモ、情報、収容所小史が含まれている。資料集で公開された文書は、地域組織職員が捕虜給養、医療・衛生サービス、労働利用を指導する活動、また捕虜の間での政治活動の実施、祖国への送還でなされた活動を特徴づけている。

膨大な事実資料、統計資料を用いる学術研究著作〔『カラガンダ州における日本人捕虜』〕の構成、その総括・判断の程度、結論、そして付録から、地域史の知られざる側面の一つを再生するわれわれの活動がカラガンダ州の学問と文化の画期的現象となっていると言うことができる。われわれの歴史における最も無意味かつ無慈悲な悲劇の破壊的万力のもとに一たとえ一部でも一あった者の運命に対して、寛容な態度をとることの重要性をあらためて指摘したい。

## 歴史の継承へ —特措法制定3年後の課題—

For the Inheritance of our Historical Past:  
Some Problems Three Years after the Enactment of the Act on Special Measures  
for Post-war Forced Internees

有光 健\*  
Ken Arimitsu

2010年6月制定の「戦後強制抑留者特別措置法」（略称「シベリア特措法」）が定めたのは、①帰国した元抑留者に強制労働への補償の意味も込めた特別給付金支給、②抑留の実態解明および慰霊や次世代への継承事業への国を挙げた取り組みである。

<特別給付金支給終了、約6万9千人が受給>

特別給付金は、2010年6月の法制定時に生存していた元抑留者で日本国籍所有者を対象に、抑留期間に応じて、1人25万円から150万円が平和祈念事業特別基金を通じて支給された。2010年10月から2012年3月までに申請し特別給付金を受け取った人の総数は68,847人。

<約2万人の死者が未特定、遺骨回収は1/3>

そもそも全体で何人が抑留され、内何人が死亡したのか？が不明。旧ソ連から本格的に死亡者名簿が提供されるようになったのは、ゴルバチョフによるペレストロイカが進んだ1990年代以降のことである。

厚生労働省は、2012年7月現在で、旧ソ連地域に抑留された者約575,000人（内、モンゴル約14,000人）、確認された抑留中死亡者は36,157人、未特定の抑留中死亡者は約19,000人と発表している。合計死亡者約55,000人ということだが、実際には6万人を越える犠牲者が出ているとみられる。それらの中に当時日本の植民地だった朝鮮半島や台湾の出身者が何人いたのかについても正確な数字が残されていない。

ソ連・モンゴルからの遺骨は、19,090柱（2012.8.23.現在）で1/3程度しか回収できていない。収集にいったいいつまでかかるのか、誰も答えることができない。せつかく収集されて旧ソ連・モンゴルから帰ってきた遺骨の大半が、引き取り手がなく、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨されている。同墓苑に納められている旧ソ連・モンゴルから持ち帰られた遺骨は10,738柱（2012.8.23.現在）で、帰還した遺骨の半分をすでに越えている。

---

\* シベリア抑留者支援・記録センター代表世話人、The Support & Documentation Center for the ex-POWs and Internees by Soviet Russia after the WWII, Japan (SDCPIS)

#### <実態解明・民間団体の活用に消極的に政府>

政府は、特別措置法が制定されたのを受けて、2011年8月に「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」を閣議決定して公表。その中で繰り返し「民間団体等との協力」を謳っているが、一部民間企業に下請けに出しただけで、民間の知見の活用・予算面での支援がほとんど進んでいない。

韓国は2005年から政府が調査を実施、報告書を公表した。

#### <徹底した調査と真相究明の体制整備を>

厚労省のシベリア関係の予算は、2012年度から倍増したが（2012年度厚生労働省社会・援護局分：約2億5973万円）、役所主導の閉鎖的な事業・作業が進められている印象をぬぐえない。ソ連軍が作成し2005年以降に厚労省に引き渡された50万8千人分の個人資料を活用するなどして、シベリア抑留全体の実態解明に取り組むべきである。

総務省は、平和祈念事業特別基金を通じた特別給付金支給が終わり、現在は新宿住友ビルの48階にある「平和祈念事業展示資料館」の運営のみが残っている。プロダクションに委託し、館長も不在のままの中途半端な運営が続いている。展示にシベリア特措法についての言及がなく、同法立法の趣旨が反映されていない。内容の偏りも以前から指摘される。

#### <国が追悼の主体となり、関係国駐日大使も参列を>

2003年からソ連軍最高司令官スターリンによって日本人捕虜50万人のソ連領への移送と労役を命じた秘密指令「国家防衛委員会決定9898号」が出された8月23日に国立千鳥ヶ淵戦没者墓苑で、追悼の集いを開催してきた。昨年10回を数えた。昨年は厚生労働大臣も参列、追悼の言葉を述べ、国会議員も多数参列、献花している。この追悼式典を国が主催し、関係国の駐日大使が参列するよう求めたい。

#### <急務の体験の継承・若手研究者の育成>

毎年8月23日に参列できる抑留体験者の数は年々減少し、全国抑留者補償協議会は2011年5月に解散した。『捕虜体験記』全8巻を刊行した「ソ連における日本人捕虜の生活体験を記録する会」も同年8月に活動を終えた。各地の戦友会や元抑留者の会も近年次々解散・消滅している。

確実に体験は風化する。記録を残し、体験を伝える活動も、当事者中心のスタイルから子供や孫の世代へと引き継がれつつあるが、一番の懸念は日本社会全体の無関心・無知である。教科書に一部記載はあるものの、きちんと教えられてこなかった。

大学での研究も立ち遅れていて、若手の研究者も少なく、拠点もない。ロシアやモンゴルの民間の研究者らの知見も十分活用されていない。国家的なプロジェクトとして、意識的に調査や研究への支援スキームを確立すべきである。

#### <政府の司令塔を置き、外交的にも働きかけを>

以下、その他の今後の課題を列挙しておく。

- ① 厚労・総務・外務の縦割り行政を克服する司令塔を官邸か内閣府に設けるべきである。
- ② 1991年「捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定（日ソ捕虜協定）」を再検討すべきである。
- ③ 国立の資料センターの設置。
- ④ 外国籍元抑留者への措置、満州・北朝鮮・南樺太抑留者・遺族への配慮。

# 元抑留者に特別給付金

## シベリア特措法成立 最高150万円

第二次大戦後にシベリアやモンゴルで強制労働させられた元抑留者に最高150万円の特別給付金を支給する特別措置法は、16日夕



ソ連から仲間の遺骨と共に帰国したシベリア抑留者たち—京都府舞鶴市で1950年

特別措置法は、16日夕の衆院本会議で全会一致で可決、成立した。共産、社民両党を除く野党各派は、予算委員会の開催要求を拒否し、与党の国会運営に反対の本会議を欠席した。給付金の支給対象は、第二次大戦後にシベリアなどに抑留され、労働を強いられた元日本兵ら。抑留期間に応じて1人当たり25万〜150万円を支給する。財源には、独立行政法人「平和祈念事業特別基金」の約200億円を充てる。

特措法では、抑留の実態解明が進んでいない現状を踏まえ、政府に対し「看取り」に関する調査を進めるための基本方針を策定することも義務付けられた。

政府・与党は5月、元抑留者の高齢化が進んでいることなどを考慮し、特別給付金を支給することで合意。特措法は、超党派の議員立法として提出され、同日21日に参院を通過していた。

◇ 「これは我々にとっての勝利。ようやく天」

【栗原俊雄】

### 政権交代の「たまもの」

シベリア抑留者への特別給付金に格上げされた形で見現したのは、政権交代のたまものといえるだろう。未払い賃金の補償を日本政府に求めた。民主主義の議員立法

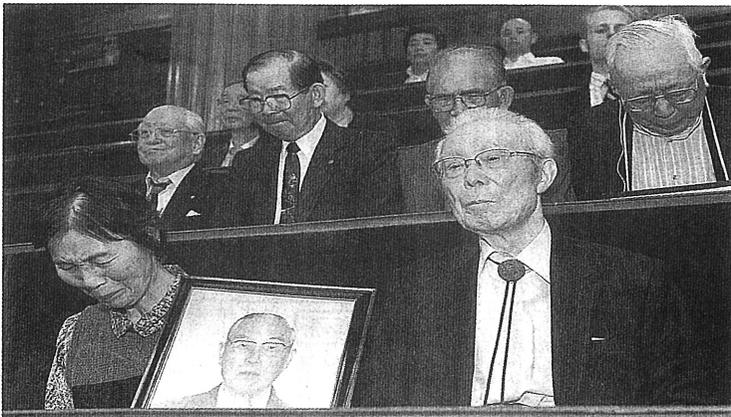
国の仲間たちに報告ができる」。16日、シベリア特措法の成立を衆院本会議の傍聴席で見届けた全国抑留者補償協議会(全抑協)の平塚光雄会長(83)は喜んだ。

全抑協の会員は10万人以上だが、今は1000人に満たないという。傍聴した元抑留者8人のうち、池田幸一さん(89)は当たり前のごとくに、どうしてこれだけ時間がかったのか。しかし長生きしたかがあるまじと話した。

「戦後処理問題は解決済み」としてきた歴代政権の姿勢を転換する法律だけに、他の問題へも影響が及ぶのは必ず。たとえば司法による救済を目指してきた東京大空襲の被害者団体は、立法運動を加速させる方針。国内外で積み残しになっている戦後処理問題に幅広く向き合っているのか、国会と政府は断念を迫られるだろう。

シベリア特措法が抑留の全容解明や遺骨

遺品の収集、追悼などした意義も大きい。抑留者約60万人のうち、計されておらず生存率は許されない。【栗原俊雄】



### 抑留の補償 ようやく

シベリア特措法が成立し、夫・恒雄さんの遺影を手に涙ぐむ松原政子さん(左)と全国抑留者補償協議会の会員ら—国会内で16日、西本勝撮影(2面に記事)

## 抑留研究の成果と今後の課題

### Recent Achievements of Research on Japanese POWs in the Soviet Union and its Further Tasks in the Future

富田 武  
Takeshi Tomita

#### I. はじめに

筆者は本国際シンポジウムに「シベリア抑留問題の論点整理と研究課題」と題するメモ及び参考文献を提示した。しかし、シンポジウム終了後に相次いで重要な著作が刊行されたので、前者を改稿することにした。

振り返ってみると、従来の抑留研究の著作としては（論文を除く）、まず若槻泰雄『シベリア捕虜収容所』（上・下、サイマル出版会、1979年／明石書店、1999年）が挙げられる。自身が兵役体験を持ち、復員後長く日本海外協会連合会（現・国際協力事業団）に勤務し、引揚や移民の問題に取り組んできた経験を踏まえた著作だが、主に引揚援護庁の聞き取り調査を含む資料に基づいて書かれている。ソ連の公文書が利用可能になったのはソ連崩壊後の1992年初めからだが、それを利用してまず著作を刊行したのはロシア人研究者であった。

日本ではロシア文学者の阿部軍治が『シベリア強制抑留の実態—日ソ両国資料からの検証』（彩流社、2005年）を著した。しかし、自らロシア諸公文書館で資料を読んだわけではなく、「三重苦」（飢え、寒さ、重労働）と「民主運動」＝洗脳を告発するに急で、歴史叙述に求められる客観性を欠いていると言わざるを得ない（コンパクト版が『慟哭のシベリア抑留—抑留者たちの無念を想う』彩流社、2010年）。ついで2011年10月ロシア史研究会大会のセッションで、筆者が「日米ソ公文書に見るシベリア抑留—研究の現状と課題」を報告した（『ロシア史研究』掲載は2012年6月）。

その後今日に至るまで幾つかの研究成果が現れた。中でも2013年後半に出された三つの著作は重要である。第一は、ガヴリーロフ・カタソーノヴァ編『ソ連における日本人捕虜 1945-1956』という資料集（ロシア語）、第二は、長勢了治『シベリア抑留全史』（原書房、2013年）、第三は、富田武『シベリア抑留者たちの戦後—冷戦下の世論と運動 1945-1956』（人文書院、2013年）という研究書である。

#### II. 資料集『ソ連における日本人捕虜 1945-1956』について

この資料集がなぜ重要かという点、従来ロシアで刊行された資料集は『ルースキー・アルヒーフ 大祖国戦争』であれ、『ソ連における捕虜 1939-1956』『内務人民委員部／内務省捕虜・抑留者管理総局の地域的構造 1941-1951』であれ、ドイツ人等の捕虜を含むもので、日本人捕虜に特化した資料集ではなかったからである。しかも、編者の一人カタソーノヴァはベレストロイカ

期から日本人捕虜問題を研究し、全国抑留者補償要求協議会・斎藤六郎会長の秘書を務め、日本側の事情や運動に通じているため、その資料選択と編集が信頼できるからである。資料集の構成は以下の通り。

第1部 ソ連における日本人捕虜とその送還

第1章 ソ連における日本人捕虜とその送還（文書73点）

第2章 捕虜の労働利用（38点）

第3章 収容所における政治及び大衆文化活動、捕虜の民主・反ファシスト運動、捕虜のソ連在留に対する評価（41点）

第2部 日本人ソ連抑留及び送還の国際的な軍事・政治的諸相

第1章 日本人捕虜・抑留者の送還（78点）

第2章 日本人捕虜送還をめぐる旧連合国間の政治闘争と外交活動（112点）

第3章 同胞帰還促進のための日本の国家機関と社会団体の活動（101点）

第1部は上記資料集とも重複する部分があるが、新たな文書も含まれている。第1章では、第一は、日本軍（大多数は関東軍）降伏以降の捕虜の集結、作業大隊の編成、野戦収容所（方面軍管轄）への収容、そしてソ連移送に関するロシア国防省中央公文書館の文書で、これは編者だけが入手できたものである。例えば、野戦収容所における捕虜処遇（居住、衛生、給食等）の実態は従来ロシアでも知られていなかったが、幾つかの文書に見ることができる（例えばNo.16）。第二は、極東・シベリアに送られた日本人捕虜で病弱者2万人を北朝鮮に逆送する件に関するロシア国立軍事公文書館の文書がいくつか含まれている（どの地方・州から逆送する予定だったか等が分かる—No.30）。

第2章には、第一に、経済機関（トラスト）と収容所管理部の労働利用に関する契約の文書がいくつか含まれており、そこには経済機関側の義務（技術指導、作業指示書等）も規定されていたが、これが守られていないという報告書がある（No.4; 7）。林業などでは一種の「丸投げ」がなされていた可能性が高いが、収容所指導機関側の文書だけでは判断できない。このような経済機関と収容所との関係の解明はケース・スタディを要する。第二に、従来あまり知られていなかった国防省直轄の労働大隊に関する文書がいくつか含まれている。労働大隊の収容所が居住、衛生、給食等において一般の（内務人民委員部／内務省管轄の）収容所とさして変らない実態だったことが窺え、ソ連軍将校が捕虜を私用に使役する悪弊も指摘されている（No.31; 27）。

第3章には、第一に、内務省ハバロフスク地方収容所本部政治部長ナウモフ少佐の文書が数多く含まれている（No.6; 8; 12 etc.）。同地方こそがソ連側の政治教育と捕虜による「民主運動」の中心地だったことから、その責任者の文書を数多く収録するのは当然であり、研究上有益である。第二に、政治教育と「民主運動」に関する情報は、ナホトカヤホルムスク（樺太の真岡）の送還収容所におけるそれ以外はとくに目新しいものはない。1947年3月の民主グループ代表者会議の文書はあるが（No.14; 15）、1948年5月の第1回、49年5月の第2回反ファシスト代表者会議の文書は含まれていない。第三に、捕虜のソ連在留に対する評価は総じて「民主運動」寄りのソ連礼讃で、あまり価値がない。但し、ウクライナのハリコフに抑留された日本人将兵は北朝鮮から移送され、ハルビン・ゴル（ノモンハン）以来の捕虜がイマン湖付近のホルホーズで働いているという『人民新聞』1947年7月16日記事の露訳（No.38）、ウズベクのアングレンに抑留されている国際法学者・尾上正男の近況を伝えた『南日本新聞』1948年3月18日の記事の露訳（No.40）など、いくつか興味深い文書も見受けられる。

第2部第1章には、第一に、ソ連側が日本人捕虜送還を遅らせた理由が、主として戦後復興のために、とくに労働力不足の極東で捕虜労働を必要とした点にあることを示す文書が数多く含まれている。例えば、南サハリンに抑留された日本人約24万の帰還が遅れ、1949年半ばまでかかったのは、木材・製紙工業等の労働力確保のためであった(No.6)。サハリン州指導部と内相及び閣僚会議送還業務全権代表との対立さえ見られた(No.27)。第二に、誰を送還から外すかについては1948年4月12日付内相命令に示されている(No.46)。諜報・防諜・懲罰機関員、司令部要員及びスパイ・後方攪乱養成学校生徒、731部隊関係者、対ソ戦争を準備した将官及び将校、張鼓峰及びノモンハン事変の責任者、ファシスト団体「協和会」幹部などである。なお、北朝鮮からの送還の順位は、失業者及び難民、軍人家族、熟練労働者及び職員、捕虜だったが(No.7)、熟練労働者及び職員が遅れたのは「留用」(労働力としての利用)のためであった。第三に、モンゴルからのナホトカ経由の送還(1947年10-11月、約1万人)の記録も重要である(統計数字のみだが)。

第2章は、送還をめぐる米ソ間の駆け引き、闘争に関する文書を収録したもので、ロシア連邦外交政策公文書館やタス通信の報道が多数を占める。すでにカタソノヴァが自著『ソ連における日本人捕虜』『第二次世界大戦最後の捕虜』でかなり利用したものである。第一に、ソ連が送還を遅らせた国民経済の事情は先述したが、外交当局としては国際世論を考慮し、いずれ日程に上る連合国と日本との平和条約を念頭に置くべきことを、早くも1946年9月時点で理解していた。但し、この時点では「国民経済計画の履行を基本的に妨げない範囲で送還を実施する」と、経済復興を優先する立場で表現された(No.16)。第二に、外交権を持たない日本政府の対ソ要求をソ連側が掴んでいた文書が含まれている。日本人抑留者が労働で稼いだ金銭や私物が収容所当局によって没収されていることに抗議し、没収の場合はソ連政府発行の受領証があれば日本政府が支払うという方針を示した終戦連絡事務局の文書(No.31/全抑協=在鶴岡終戦記念館)、日本人捕虜・抑留者に関する情報の提供と帰還者が死亡者名簿、残留者名簿、骨壺及び遺品を持ち帰ることの許可を求めた日本政府覚書(No.33)である。第三に、対日理事会における米ソの応酬(No.53; 60 etc.)とソ連代表たるデレヴヤンコ、キスレンコの活動(キスレンコに対する日本共産党徳田書記長らの陳情No.38等)に関する文書が含まれている。米国代表のシーボルトが1949年12月の理事会で、ソ連に残留する日本人は37万人だと主張して以来の米ソの応酬がフォローされている(No.53 etc.)。むしろ、対日理事会議事録は英文でも残され、部分的には日本の新聞でも報道されたので初見ではないが、マッカーサーとのやり取りも含めてソ連代表の側から整理できる。

第3章は、率直に言って、本資料集で最も弱い部分である。政府の引揚(帰還)政策と引揚者の運動の扱いがほとんど引揚促進に限定されているのは、ソ連側の関心が引揚者の生活にまで及んでいなかったからであり、編者の関心が米ソ及び日ソ関係の文脈における引揚問題にあるからに他ならない。第一に、政府のとった行動として「ポツダム政令」(1949年8月11日の引揚地における歓迎行動を制限した政令—No.25)、「引揚白書」発行(1951年7月—No.53)などが日ソ国交回復(1956年10月)に至るまで挙げられているが、その政治的文脈(前者なら「逆コース」開始、後者なら朝鮮戦争の最中)が「解説」(612-622頁)で触れられていない。第二に、日本の引揚(帰還)者運動及び団体は、資料をほとんどタス通信内部情報に依存しているためあって、きわめて不十分にしか紹介されていない。引揚運動における保守系と共産党系(ソ連帰還者生活擁護同盟)との対立が露わになる1949年6月末の舞鶴港における出来事(それへの対策が上記ポツダム政令)は、新聞記事の紹介さえない。引揚者団体に関する包括的な唯一の情報は対日理事会ソ連代表のモスクワへの報告(No.15)であるが、不正確である。また、徳田共産

党書記長のソ連代表部陳情の情報はあがる(No.14)、「徳田要請」問題をめぐる国会証人喚問と菅季治事件の報道は取り上げていない。共産党の1950年分裂と日本帰還者同盟(ソ帰同後継団体)の衰退には触れず、ソ連当局の頑な態度が抑留者家族の運動を政府側に追いやったとする「解説」は不適切である。

以上のように、本資料集はいくつかの弱点にもかかわらず、日本の抑留研究を前進させる上で大きな価値を有する。編者の長年の努力がようやく実を結んだことを喜ぶたい。

### III. 長勢了治『シベリア抑留全史』について

本書は以下のような篇別構成をとっている。

- 第1章 ロシアの領土拡大と日本—ソ連モンゴル抑留の前史
- 第2章 第二次世界大戦と日ソ戦争
- 第3章 ソ連侵攻後の在留邦人の惨状及び引揚げ
- 第4章 日本人のソ連モンゴルへの移送
- 第5章 収容所国家ソ連
- 第6章 抑留者数と死亡者数
- 第7章 食料、あるいは飢饉
- 第8章 強制労働
- 第9章 衛生と医療
- 第10章 死者と埋葬
- 第11章 抑留者の日常生活
- 第12章 思想教育、あるいはシベリア「民主運動」
- 第13章 ダモイ(帰国)
- 第14章 無実の囚人、長期抑留者
- 第15章 ロシア以外の抑留状況
- 第16章 引揚げ促進運動と抑留者運動
- 終章 ソ連モンゴル抑留が遺したもの

本文601頁に及ぶ本書の特徴は、以下の諸点にある。第一に、ロシアの著作及び資料をベースに、回想記によって補完する形で、抑留のほぼ全側面を、しかも詳細に検討、叙述している。『戦後強制抑留史』(平和祈念事業特別基金編、全8巻、2005年)が引揚援護庁資料(聞き取り)をベースにしているためのバイアスを伴うのに対して、旧ソ連公文書によって客観性と全体性を与えている。範囲は通例なら日ソ戦争から帰国までのところを、日ソ関係の前史と抑留者たちの帰国後の運動までカバーしている。終章では抑留記、抑留絵画、歌、ロシア語、遺跡(建物等)を取り上げている。端的な例を挙げると、従来よく知られていなかった鉱山労働に伴う「シベリア珪肺」を叙述した点に、著者の「神は細部に宿る」探求精神とこだわりが現れている。

第二に、従来はシベリア抑留の通称が示すように、関心が抑留者の大多数が送られた極東・シベリア地域に集中しがちであったが、著者は「ソ連モンゴル抑留」のネーミングを提唱するとともに、ロシア以外の地域も叙述し(第15章)、樺太、千島、北朝鮮、満洲での抑留(著者の言う「現地抑留」、但し、南樺太と千島は1946年2月にソ連編入)にも十分に留意して叙述して

いる。そこでは日本軍捕虜と民間人抑留者の大多数は、ソ連領におけるような捕虜収容所には入れられなかったものの、ソ連のために旧来の仕事の継続を強制されたのである。

第三に、関東軍について、その「労務提供」疑惑は否定するが、居留民を保護しなかった点を当然のことながら指摘している。関東軍将兵50万人のソ連領移送を定めた8月23日国家防衛委員会決定（通称スターリン指令）に先立つジャリコーヴォ停戦会談で瀬島参謀中佐が「労務提供」を申し出たという疑惑には証拠がないとする（評者もこの点に関する限り同意見）。他方、関東軍が総司令部を新京から通化に移し、満洲西部・北部の防衛を放棄しながら、その旨を国境地帯の開拓団員らに伝えず、ソ連軍侵攻に晒したことを批判するのである。

第四に、抑留後も帝国軍隊の階級制度は、労働指揮上ソ連収容所当局にとって好都合のため温存されたが、将校、下士官にとっても好都合で、兵士に対する暴力や食事のピンハネが横行した点、それが階級章撤廃に始まる反軍闘争を呼び、さらには「民主運動」（兵士が当局の監視下で収容所運営に大きな発言権を持つようになったこと）の根拠となった点を指摘している。著者は総じて「民主運動」、とくにイデオロギー的側面に否定的だが、右のような根拠があったことは認めているわけである。

第五に、いわゆる「三重苦」については総じてよく整理されている。作業ノルマの達成度に応じた給食の導入と廃止も根拠＝内務省令が示されている。但し、ノルマ給食の廃止がノルマ賃金の本格化と軌を一にし、労働生産性向上の手段が現物から賃金へと移行したことを明示的に指摘すべきである。また、作業ノルマを「一人一日の基準作業量」（235頁）とするのは不正確で、通常の産業部門では「1時間または一交替（8時間）あたりの標準作業量」であったものが収容所では「一日」に歪曲され、達成まで働かせる長時間労働の根拠となり、捕虜も収容所職員もそう理解していたのである。

第六に、長期抑留者、すなわち1950年4月のソ連による「送還完了」声明以降も抑留されていた人々、とくに「戦犯」を重視して叙述している。数の上では抑留者全体の5%未満だが、極東国際軍事裁判の「平和に対する罪」「人道に対する罪」という普遍的規範によってではなく、国内（正確にはロシア共和国）刑法第58条違反＝スパイ罪、「資本主義幫助」罪等の廉で、拷問を伴う取調べを受け、物的証拠もなければ弁論さえも許されない「裁判」により有罪とされたことの不当性を明らかにしている。

第七に、送還の遅れ、とくに1946年12月の米ソ協定に定める毎月5万人送還のペースが落ちてきたことは、カルポフの著作と後藤敏雄の回想により、経済復興の必要上日本人労働力を引留めておきたかった事情から説明されるが（428-429頁）、これは正しい。細かなことだが、興南（朝鮮北部）の送還用第53収容所が役割を終えると、ナホトカ＝第380送還収容所に付設された通常の捕虜収容所が第53収容所と名付けられたことを、評者は本書から知った。

第八に、捕虜労働がソ連にとって経済的に引き合うものだったのかという問題については、上記資料集『ソ連における捕虜 1939-1956』から収容所の維持費（捕虜給養費を含む）と捕虜の生産高の数字を引き、ようやく1949年になって後者が前者を上回ること、つまり総じて引き合わなかったことを示している。この数字は評者も引用したことがあるが、この資料だけでは不十分で、「経済学的裏づけの検証が必要である」（254頁）という著者の判断に同意する。

次に評者が同じ抑留研究者として疑問を感じ、意見を異にする点に進みたい。第一に、著者は抑留前史を叙述しながら、日本政府・軍部首脳（最高戦争指導会議）が戦争の最終局面で不決断を繰り返し、迷走したことによって不必要な犠牲（原爆と抑留など）を国民に強いた点にほとんど言及していない。和平を求める近衛文麿上奏を昭和天皇が「一撃を与えてから」と退けたこと、ヤルタ会談におけるソ連参戦密約に関する在外公館の情報を大本営陸軍部幕僚が握りつぶしたこ

と、ソ連に中立条約の廃棄通告を受けているにもかかわらず（佐藤尚武駐ソ大使の反対を押して）対米英戦争の和平仲介を依頼すべく近衛を派遣しようとしたこと、ポツダム宣言にソ連が加入していないことをもって（参戦国ではなかったから当然だったのに）和平仲介の幻想を維持したこと、そして同宣言の「無条件降伏要求」を「国体護持」と絶対に両立しないと読み違えたこと、以上である。

従って第二に、抑留はもっぱらスターリンと共産主義の極悪非道に帰せられ、日本側の上の意味の責任（先の第三点＝関東軍による棄民だけではなく、敗戦直後に、国内食糧不足を理由として在外軍民の「暫時現地残留」を指示したことも）はむろん、日本が満洲国を樹立して中国人民を支配し、関東軍が対ソ戦争を挑発したという背景は不問に付されている。第1章を読むと、ロシア・ソ連の膨張主義が悪の根源で、日露戦争も正当な防衛戦争であるのみならず、ロシア革命後は共産主義を輸出しようとしたのだから防衛するのは当然だったという歴史観に立っているように思われる。

第三に、先の第四点の指摘の一方、将校がジュネーブ条約の規定にもかかわらず労働を強制されたのは不当だとするのは措くとして（条約上はその通りだが、状況から労働せずに済んだのか）、この労働強制への抵抗、とくに「民主運動」への抵抗を「サムライ」として賛美するのは看過できない（381-385頁）。一部の将校が収容所当局に迎合したことはたしかだが（エラブガ収容所で1946年7月に、花井京之助大佐以下2572名の将校が「スターリンへの感謝文」に署名一露訳がII.の資料集に掲載）、そうしなかった将校を信念の人と評価するのは、客観的には戦前の軍人精神を賛美するに等しい。

第四に、抑留者送還の遅れ（先の第七点）を含む対日理事会における米ソの論争の評価は、ソ連だけを非難して事足りるとするわけにはいかない。本書は1950年4月のソ連による「送還完了」声明のくだりで、日本政府の「約37万人の未帰還者がいる」見方を挙げているが（458頁）、これは2000年12月公開の外務省文書によって反証済みである。1949年10月7日付外務省管理局长倭島英二のメモは「総司令部から事実上押しつけられた数字」（この時点では約50万）と認め、1951年5月の内部文書では未帰還者は1万5000程度と記されていた。つまり、米国及びGHQ側は反ソ宣伝のために未帰還者数を誇大に発表し、日本政府及び新聞も従わせたのである。この点は村山常雄らも指摘済みであり、触れないのは著者の見落としと言わざるを得ない。

第五に、著者は戦後日本の民主化の評価において、GHQ主導の民主化にも否定的である。ソ連式の民主化を共産主義化だと断定するのはむろん、米国流の民主化も日本民族を骨抜きにするものだと、日本は明治天皇の「五箇条のご誓文」以来「独自の民主主義を育ててきた」と主張する（405頁）。この「日本独自の民主主義」には敢えて反論しないが、戦後の一時期、冷戦と「逆コース」が明瞭になる1948年末頃までは、日本は米国流民主化とソ連式民主化の競合、闘争の場だったと解釈できる。このソ連式民主化は当時の東欧の「人民民主主義」と軌を一にするもので、日本共産党も野坂参三の「平和革命」論に代表される穏健路線をとっていたのである（民主化の担い手が共産主義者でなければならないから、ソ連は抑留者に政治・イデオロギー教育を行った）。

以上かなり厳しい批判もしたが、本書が従来の日本の抑留研究書の水準を上げたこと、今後「全史」として一種の事典の役割を果たすことは断言できる。在野の研究者がロシア諸公文書館を利用しにくい条件下で、ロシアの研究書及び資料集を徹底的に読み込んで、評者のようにロシア公文書を利用している者が気付かない点まで教示してくれることに敬意を表したい。

## IV. 富田武『シベリア抑留者たちの戦後』について

篇別構成は以下の通りである。

はじめに

### 第1章 シベリア抑留概観

- 第1節 日ソ戦争一捕虜と抑留者
- 第2節 収容所の運営と虜囚生活
- 第3節 反軍闘争と「民主運動」
- 第4節 帰還者と死亡者

### 第2章 抑留報道と帰還者運動

- 第1節 『毎日新聞』の抑留・帰還報道
- 第2節 帰還者の国会証言と論争
- 第3節 帰還者と家族の運動

### 第3章 共産党と帰還者運動

- 第1節 共産党の帰還者対策
- 第2節 共産党系の団体
- 第3節 共産党とモスクワ

### 第4章 シベリア抑留者群像

- 第1節 ソ連エージェント
- 第2節 ソ連残留者たち
- 第3節 抑留の語り部たち

自分の著作を客観的に評価するのは難しいし、素材となる書評も管見の限り未だ出ていない（1月20日時点）。ただ、次のようなことだけは言えるのではないか。

抑留研究の弱点の一つは、抑留者の帰国後の生活や運動について、個々人の回想記以外に見るべき著作がないことである。彼らの生活史は無理でも、運動史の再構成は、資料の散逸、指導者の高齢化により、これまた難しくなっている。この困難な現状を打開する第一歩が、長澤淑夫『シベリア抑留と戦後日本—帰還者たちの闘い』であった。それは抑留帰還者の運動、とくに労働補償要求の運動を政府や裁判所の対応（無視と否定）との関係で描き、国家の戦争責任と戦後責任を問うた労作である。ただ、資料の関係もあつてか、全国抑留者補償要求協議会（1979年結成）の運動に重点が置かれ、初期の運動については叙述が少ない。

本書は、その初期の運動（1945-1956年）の全体像と意味を明らかにしようとする野心作である。初期の運動の研究が困難だったのは、当初から親ソ「民主運動」派と反ソ保守派に分裂し、対立が今日に至るまで尾を引いていたからである。また、共産党とその影響下にあったソ連帰還者生活擁護同盟と後継の日本帰還者同盟の文書が、とくに後者が1950年の党非合法化と分裂によって破棄され、散逸したと見られるからである。それでも著者は、『アカハタ』『前衛』を丹念にフォローし、近年出版された『戦後日本共産党関係資料』の党内文書を利用した。ソ帰同については機関紙（国会図書館憲政資料室所蔵）を用い、日帰同は機関紙がないため、右資料集の党内文書と法務府特審局（1952年破防法成立とともに公安調査庁に）『特審月報』の叙述、生存している元中央委員二人へのインタビューを資料とした。しかも、旧ソ連の公文書の中には日本共産党やソ帰同に関する文書が、駐日代表部や対日理事会ソ連代表による党幹部との会見や情報収集も含

めて見出されるので、これに助けられた。

と同時に、本書は在外同胞帰還促進全国協議会や支援団体の健青会のような保守系の団体も機関紙や回想録などを用いて描き、彼らが「逆コース」と共産党分裂、朝鮮戦争勃発という内外冷戦の激化に乗じて引揚者運動の主導権を握ったことも明らかにしている。また、そうした政治対立に翻弄された人々の代表、象徴とも言うべき菅季治の悲劇をも浮き彫りにした。

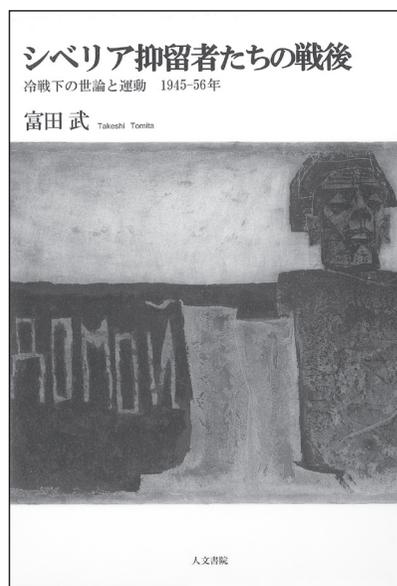
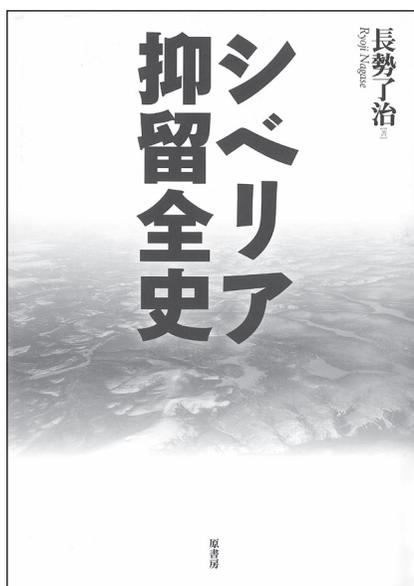
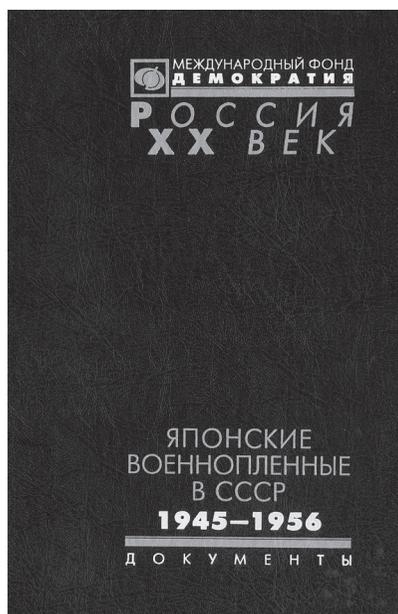
本書はまた、「冷戦下の世論と運動」の前提として第1章に「シベリア抑留概観」を置いている。それは、帰還者たちにとって抑留体験が肯定的にせよ、否定的にせよ大きな意味を持っていたため、個別の体験を越え、位置づける客観的な全体像が未だ確立していない以上、日米ソの公文書を読んで得た知見を提示すべきだと考えたからである。実際、著者はロシアの公文書館に通い続け、その度に、例えば「民主運動」における吊し上げが収容所当局の指導の結果ではなく、アクチヴの急進化によるものだったこと、送還の遅れが戦後復興のための労働力確保の要請という地方の圧力によるものだったこと、と同時に、労働力不足の地方（極東や中央アジア）においてこそ抑留者と現地人の交流があったこと等を示す文書を見出し、認識を豊かにすることができた。

## V. おわりに

最後に、上記三著作が今後の抑留研究のスタート台になることを指摘した上で、なお多くの課題があることを指摘せざるを得ない。第一に、ロシア、日本とも公文書の開示が不十分で、ロシアの場合は利用できるものも個々の研究者の細切れ（短期間）作業に委ねられている。第二に、総論的研究はある程度まで進んだが、ケース・スタディ（従来はカラガンダ、コムソモリスク・ナ・アムール程度）の積み上げも必要である。第三に、2015年敗戦＝抑留70周年に向けて国際的共同研究をさらに進めなければならない。また、以下のテーマが解明不十分で、今後重点的に研究すべきだと考えられる。

- (1) ソ連最高指導部が8月16日時点の捕虜満洲留置方針を変更し、23日の国家防衛委員会で50万人領内連行を決定したのは何故か。本シンポのテーマの継続である。
- (2) 満洲の野戦収容所での捕虜処遇はどんな実情だったか、ロシア国防省中央公文書館が戦後の文書を機密解除していないため、知ることができない。
- (3) 北朝鮮の日本人住民と満洲からの難民のうち残留した人々、極東・シベリアから病弱ゆえに逆送された捕虜はその後どうなったか、埋葬地も含めて北の体制が閉鎖的なために分からない。北朝鮮駐屯ソ連軍文書を閲覧できればよいが、これもアクセス困難な国防省中央公文書館所蔵である。
- (4) 日本軍に属した朝鮮人捕虜の送還は1948年9月25日付内相命令に基づくが、中国、共和国、韓国の送還先選別はどのように行われ、トラブルや抵抗はなかったのか。
- (5) 捕虜労働は「ペイしない」、つまり、稼ぎ高より給養費の方が高かったという評価がソ連国内では1940年代末からあったが、経済学的算出根拠が弱い（長勢、富田）。収容所廃止正当化の議論としては理解できるが、捕虜の労働「貢献」否定につながる。
- (6) 「戦犯」として有罪判決を受けた者の総数は不明であり、名誉回復された者も一部である。また、中華人民共和国建国後にソ連から中国に引渡された971名の「戦犯」の根拠が分かっていない。ロシア連邦保安庁及び検察庁は「個人情報保護」を理由に所蔵公文書へのアクセスを拒否している。

- (7) 中国・南太平洋地域の日本人捕虜（イギリス軍の日本人捕虜に関しては英文研究論文あり）、ソ連地域のドイツ及び同盟国軍捕虜（ドイツ人、オーストリア人、スイス人による研究あり）との比較も重要だが、未だ着手されていない。



## シベリア抑留問題入門 —何から読んだらよいか—

Introduction to Issues on Japanese POWs in the Soviet Union:  
What Should Be Read?

富田 武  
Takeshi Tomita

シベリア抑留から66年以上が経過し、抑留体験者が88歳を超え、7万弱を数えるのみとなった今日、この問題はなかなか顧みられることがない。最近（2012年）NHKのTVドラマ『開拓者たち』で、満蒙開拓団の青年たちが関東軍兵士に徴用され、ソ連軍の捕虜となってシベリアで強制労働に就かされ、辛苦の末に帰還する（一部は現地で死亡、一部は中国に引渡され戦犯として裁かれた後に帰国する）一連の場面が描かれたが、珍しい機会であった。高校の日本史教科書でも、シベリア抑留という言葉が注扱いで出てくればましな方である。

シベリア抑留とは、1945年8月9日のソ連参戦により、正確には8月23日の国家防衛委員会（議長スターリン）命令に基づき、日本軍将兵ら（軍人・軍属の朝鮮人、中国人や満洲国政府の官吏等を含む）約60万人がソ連各地（極東、シベリアのみならず中央アジアやグルジア、ウクライナまで）及びモンゴルに連行され、強制労働に就かされたことをいう。ポツダム宣言に捕虜の「すみやかな送還」が謳われていたにもかかわらず、大多数は3-4年間、「戦犯」とされた者は1956年の日ソ国交回復まで抑留され、うち約6万人が飢えと寒さと重労働により帰らぬ人となった。多数の遺骨が戻っておらず、埋葬地も多くは放置され、重労働の対価はソ連政府が支払わなかっただけでなく、西ドイツ政府に倣って捕虜の祖国＝日本政府が支払うこともなかった。抑留体験者は、自分たちを「慰謝」する給付金（2010年6月「特措法」）に満足せず、政府に国としての責任を認めてほしい、そして抑留の歴史を後世に伝えてほしいと切望しているのである。

本稿は、抑留問題をよく知らない若い世代を念頭に、この問題を学習するには何を讀んだらよいか、少し知っている人がもっと分かるには何を讀んだらよいかを助言するものである。

\*

\*

\*

まず薦めたいのはブックレット類である。出版順に挙げると、堀江則雄の『シベリア抑留』、味方俊介『カザフスタンにおける日本人抑留者』、栗原俊雄『シベリア抑留は「過去」なのか』。堀江著は、日本の満洲支配、スターリンによる国際法無視の強制労働、日本政府の棄兵・棄民政策というポイントを押さえた抑留のスケッチである。抑留の実態の記述は、後述『捕虜体験記』に依拠している。帰還後の差別や労働補償問題にも言及している。味方著は、カザフスタン留学

---

（筆者註）これは川西重忠編著『モスクワで日露関係を学ぶ—川西モスクワゼミ3ヶ月の記録』（桜美林大学北東アジア総合研究所、2013年）、39-55頁、に寄稿した富田武同名論文を転載させていただいたものです。

中に見聞し、研究したことを記したもので、墓地・埋葬地と日本人抑留者の建てた施設に関する説明（写真付）に特徴がある。カザフスタンはハバロフスク地方、沿海地方、イルクーツク州に次いで抑留者が多かった地域で、「徳田要請問題」（日本共産党徳田書記長が「反動分子は帰国させるな」とソ連側に要請したとされる話で、カラガンダからの帰還者が情報源。1950年春の国会で追及された）との関連でも重要である。栗原著は、「特措法」成立から遡って労働補償を求める運動と、戦争被害は「等しく受忍すべきもの」（シベリア抑留者だけ特別扱いできない）という理屈による政府・司法側の拒否を紹介したものである。また、遺骨の収集が進んでおらず、ロシア政府から厚生労働省に引渡された公文書の写しが活用されていないことも指摘している。

次は新書類で、栗原『シベリア抑留』、白井久也『検証 シベリア抑留』が挙げられる。白井はペレストロイカ期から抑留問題に取り組んできた元『朝日新聞』記者で、とくに後述する全国抑留者補償協議会（1979年結成）に密着しながらフォローしてきた。『ドキュメント シベリア抑留—斎藤六郎の軌跡』はその成果だが（1995年）、『検証』はその後の15年間の経過を踏まえて一般向けに書いたものである。敗戦直前の日本政府の現地残留・労務提供方針（和平交渉の要綱及びワシレフスキー元帥への陳述書）や「瀬島（龍三）疑惑」に叙述を割き、また抑留問題を考える上で旧軍隊の階級制度と捕虜観（生きて虜囚の辱めを受けず）の重要性を指摘している。栗原は、白井よりかなり若い『毎日新聞』記者で、『シベリア抑留』は引揚後の抑留者に重点を置き、多数の丹念なインタビューに基づいて書かれている。彼は、引揚当時の自社をはじめとする新聞の報道が不正確だったと指摘したが、先のブックレットでは「過酷な状況とはかけ離れている」、「ジャーナリズムの負の遺産」とまで言い切っている。

\*

\*

\*

第三に挙げるべきは、抑留体験者本人の回想の類である。高杉一郎『極光のかけに』（1950年）は、バム（バイカル・アムール鉄道）沿線にあるプラーツク収容所での体験を記したもの。『改造』編集者でエスペランチストの（ロシア語もできた）高杉が、冷静な観察と鋭い分析で軍国主義及び階級制度とスターリン主義を二つながら批判したものと総括できるが、収容所仲間やロシア人との会話を中心に組み立てられている点にこの本の魅力がある（ジョーミン収容所長とは1991年に再会する。『シベリアに眠る日本人』）。

長谷川四郎の『シベリヤ物語』（1952年）は、チタ（旧ザバイカル州）の収容所での生活を描いた短編を集めたもので、ロシア語ができた長谷川は自分たち抑留者ではなく、収容所に入出入りするソ連社会の普通の人々を主人公にした点に多くの回想記との違いがある（収容所は外界と隔絶されていたわけでは必ずしもない）。それ故であろう、この本は露訳のある数少ない本の一つになっている。

『石原吉郎詩文集』は、3巻本の全集から編集し直されたものだが、収容所体験の認識が鋭い。収容所の中での連帯は、食事をめぐる生存競争のように「お互いがお互いの生命の直接の侵犯者」であることを確認し合った上での連帯である、収容所の中での失語は、他人との対話のための言葉を失うだけではなく、自分との対話＝自己確認の手段をも失うことの方が恐ろしい、等々。石原はロシア語が話せ、ハルビン特務機関に勤務したためにスパイ罪で有罪宣告を受け、8年もの間収容所や監獄を体験したのである。

加藤九祚は90歳の今も現役の考古＝人類学者だが、彼には『シベリア記』があり、そこに「わたしのシベリア抑留記から」（『文藝春秋』1970年8月）が収められている。バム鉄道の建設に従事した加藤は、ロシア人歩哨の「君たちも近いうちに帰れるさ、時が解決してくれる」という

印象的な言葉を紹介するとともに、衝撃的な事実を明らかにしている。第7（タイシュット）収容所第28分所の日本人捕虜3名が脱走し、タイガの中で2名が残る1名を殺し、その肉を食したが、捜索隊によって発見され、抵抗したので射殺されたことである。カニバリズム（人肉食）は南太平洋の戦線では知られていたが、シベリアにも存在したのである。なお、加藤著にも露訳がある。

内村剛介は『生き急ぐ—スターリン獄の日本人』（初版1967年）を著した。ハルビン学院出身の内村はロシア語を能くし、関東軍参謀部に勤務したが故に、「戦犯」とされて監獄にぶち込まれ、11年という最長期間の抑留の後、最後に日本に送還された。内村の観察は鋭く、党官僚の支配する社会と囚人の世界を見事に対比し、「ラーゲリや監獄に拘禁されている者はその肉体が奴隷なのであり、逆に、それを監視する者はその精神が奴隷なのである」と喝破する。彼は「精神の奴隷」にはなるまいと獄中生活を闘ってきたのであり、その後も「生き残って今娑婆にある者が、死者に代わって、獄中にある者に代わって、語らないとしたら、それは犯罪である」という立場を貫いたのである。

抑留体験者自身の回想ではないが、辺見じゅん（最近死去）の『収容所から来た遺書』もすぐれたルポルタージュである。山本幡男は東京外語出身で満鉄調査部に勤め、1949年に裁判で戦犯とされ、ハバロフスクの収容所（捕虜収容所ではなく、矯正労働収容所）に入れられた長期抑留者である。彼は「アムール句会」を作り、分所仲間から慕われたが、1954年8月に病死した。その遺書を7人の仲間が暗記し、あるいは巧みに隠して帰国し、未亡人に届けるという奇跡のような実話の再現である。

\*

\*

\*

むろん抑留体験者の中には回想を残さなただけではなく、家族に話すことさえ拒み通して亡くなった者も多い。他方では、長い歳月を経、自分の人生を振り返って語り始めた者もある。回想記は、私家版も含め2000にのぼると言われているが、個々人の覚書やエッセイをまとめた大作も存在する。その最初は、在ソ同胞帰還促進会（1953年結成、1973年朔北会と改称）が1977年に刊行した『朔北の道草』全2巻である。長谷川宇一、ついで草地貞吾が会長となったように、元高級将校主導であり、帝国軍隊への郷愁と反ソ・反共的色彩が色濃いが、長期抑留者ならではの話（外国人捕虜との接触、ハバロフスク事件のような抵抗）があり、「抑留ロシア解説」も貴重である。

抑留者団体は1946年以降「在外将兵帰還促進連盟」、「ソ連帰還者生活擁護同盟」（のち「日本帰還者同盟」）、「全日本帰還者自治連盟」などが分立しながら、帰還促進運動と生活擁護闘争に取り組んでいた。1979年に「全国抑留者補償協議会」が結成されたが、日本政府に補償を求めると否かで、求めないグループが翌年「全国戦後強制抑留者補償要求推進協議会」を結成した。通称「斎藤団体」と「相沢（英之）団体」で、政治的にはおよそ社会・共産党系と自民党系とすることができる。「斎藤団体」の流れに属する「ソ連における日本人捕虜の生活体験を記録する会」は、1984年から足かけ15年を費やして『捕虜体験記』全8巻を完成させた。「相沢団体」が政府を動かして設立した「平和祈念事業特別基金」が2005年に刊行したのが『戦後強制抑留史』全8巻である。いずれも抑留者の手記を集め、解説を付したものだが、後者がソ連の抑留責任を徹底的に追及し、「民主運動」はソ連の政治工作以外の何ものでもなかったことを強調するのに対し、前者が帝国日本政府の加担と戦後日本政府の補償責任をも問題とし、「民主運動」の反軍闘争的性格を擁護するという違いがある。資料的には、後者が厚生省（引揚援護庁）文書と最

新のロシア抑留資料集を用い、前者は斎藤が入手したロシア公文書を参照している。

右の三種の「資料+手記」とは別の意味で重要で、読まれるべきは村山常雄『シベリアに逝きし46300名を刻む』(2009年)である。抑留体験者である村山は、70歳でパソコンを習得し、ゴルバチョフが持参した死亡者名簿に加え、様々なルートで入手した死亡者名簿につき、氏名のロシア語表記を日本人らしい氏名に翻訳し、厚労省から入手した漢字名簿と照合しながら確定するという煩瑣かつ膨大な作業を積み上げて46300人の名簿を完成した(2005年、79歳)。この本は、その作業経過を語るとともに、回想記に見える死亡記述と自己の名簿の記載事項との比較、検証も紹介している。旧ソ連が長らく抑留死亡者に関する情報を提供せず、ゴルバチョフによる名簿持参と抑留者に関する協定締結、エリツィンによる謝罪と東京宣言で「幕引き」したかのような現状を批判し、死亡者名簿のさらなる入手や「登録簿」(厚労省保管、但し「個人情報保護法」により個々人につき親族しか閲覧できない)のデータベース化を訴えているのは、かかる名簿作成者ゆえに説得力がある。

\*

\*

\*

第五に、ロシア人及び日本人研究者の著作がある。まずロシア人の著作の翻訳としては、クズネツォフ『シベリアの日本人捕虜たち』(1999年)、カルポフ『スターリンの捕虜たち』(2001年)、カタソノヴァ『関東軍兵士はなぜシベリアに抑留されたか』(2004年)、ベズボロドヴァ『もう一つの収容所群島—ソ連捕虜抑留者管理総局(グプヴィ)の歴史』(2004年)がある。

いずれも公文書館文書に基づいた研究で、捕虜収容システムを成立(1939年9月ソ連のポーランド侵攻)に遡り、大戦中及び大戦後の活動に即して分析したものがベズボロドヴァ著である。収容所の実態(給養、労働、保健衛生、埋葬、政治教育等)をイルクーツク州に即して包括的に解明したのがクズネツォフ著である。彼は、抑留体験者の墓参と遺骨収集に協力し、埋葬地の発見、維持にも努めてきたが、2011年10月東京で行われたシンポジウム「戦後66年シベリア抑留を問う」でも報告者の一人となった。カルポフ著は、日本人抑留者の政治教育と本国送還に重点を置き、ロシア人でもアクセスの困難な国防省中央公文書館の公文書を多用した点に特徴がある。カタソノヴァは全抑協斎藤会長の秘書として活動した日本研究者で、上の著作は、抑留と送還をめぐる米ソ間の抗争、送還実現のために赤十字が果たした役割、日ソ国交正常化過程における抑留者問題の扱い等を明らかにしたものである。タイトルが内容を表現していないこと、誤訳が目立つことが惜まれる。

日本人研究者の著作としては、まず阿部軍治『慟哭のシベリア抑留』(2010年)が挙げられる。これは大著『シベリア強制抑留の実態』(2005年)の簡約版で、抑留の実態(抑留者数と配置、移送、管理、食糧、労働、死亡者数と死亡状況、埋葬と墓地)を解説したものである。ただ、阿部は先述の『戦後強制抑留史』執筆陣の一員であり、厚生省(引揚援護庁)文書と最新のロシア抑留資料集及び研究書を用いてはいるものの、自ら公文書そのものに当たってはいない。長澤淑夫『シベリア抑留と戦後日本』(2011年)は、日本史研究者として抑留者団体の運動、とくに全抑協の労働補償を求める運動を丹念に分析したものである。先述の白井著が斎藤会長に焦点を当てたのに対し、団体に焦点を当て国会対策を含む運動の実相を、機関誌やインタビューを通じて明らかにしている。

筆者を世話人とする「シベリア抑留研究会」は2010年末発足であり、研究成果が本の形で出てくるにはもう少し時間がかかろうが、研究の現状と課題を概観した論文として、拙稿「日米ソ公文書に見るシベリア抑留」(2012年)があることを指摘して本稿を閉じたい。

## 文献

- 堀江則雄『シベリア抑留—いま問われるもの』（東洋書店、2001年）
- 味方俊介『カザフスタンにおける日本人抑留者』（東洋書店、2008年）
- 栗原俊雄『シベリア抑留は「過去」なのか』（岩波書店、2011年）
- 栗原俊雄『シベリア抑留—未完の悲劇』（岩波書店、2009年）
- 白井久也『検証 シベリア抑留』（平凡社、2010年）
- 白井久也『ドキュメント シベリア抑留—斎藤六郎の軌跡』（岩波書店、1995年）
- 高杉一郎『極光のかげに—シベリア俘虜記』（岩波文庫、1991年）
- 長谷川四郎『シベリヤ物語』（講談社文芸文庫、1991年）
- 『石原吉郎詩文集』（講談社文芸文庫、2005年）
- 加藤九祚（きゅうぞう）『シベリア記』（潮出版社、1980年）
- 内村剛介『スターリン獄の日本人—生き急ぐ』（題名変更）（中公文庫、1985年）
- 辺見じゅん『収容所から来た遺書』（文藝春秋社、1989年）
- 朔北会『朔北の道草』全2巻（1977年）
- ソ連における日本人捕虜の生活体験を記録する会『捕虜体験記』全8巻（1998年）
- 平和祈念事業特別基金『戦後強制抑留史』全8巻（2005年）
- 村山常雄『シベリアに逝きし46300名を刻む—ソ連抑留死亡者名簿をつくる』（七つ森書館、2009年）
- クズネツォフ『シベリアの日本人捕虜たち—ロシア側から見た「ラーゲリ」の虚と実』（集英社、1999年）
- カルポフ『スターリンの捕虜たち—シベリア抑留／ソ連機密資料が語る全容』（北海道新聞社、2001年）
- カタソノヴァ『関東軍兵士はなぜシベリアに抑留されたか—米ソ超大国のパワーゲームによる悲劇』（社会評論社、2004年）
- ベズボロドヴァ『もう一つの収容所群島—ソ連捕虜抑留者管理総局（グブヴィ）の歴史』（長勢了治〔個人出版〕、2004年）
- 阿部軍治『慟哭のシベリア抑留—抑留者たちの無念を想う』（彩流社、2010年）
- 長澤淑夫『シベリア抑留と戦後日本—帰還者たちの闘い』（有志舎、2011年）
- 富田武「日米ソ公文書に見るシベリア抑留—急がれる公文書開示と実態解明」、『ロシア史研究』第90号（2012年5月）

# Review of Asian and Pacific Studies

Editor-in-Chief: Yasuhiro Nakagami

Editorial Committee: Makoto Taguchi, Seiichi Suzuki,

Yumiko Nakano, Kazuhiro Shiozawa, Yuichi Aiko

Assistant Editors: Akiko Kanda, Hiroyoshi Sekijima, Emiko Niida

*Review of Asian and Pacific Studies* is published once a year by Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University. The review invites papers and articles concerning broad spectra of social, economic and political problems as well as technology transfer and environmental protection in the Asia-Pacific region. Papers should be within 10,000 words in English or 24,000 characters in Japanese including tables, figures, bibliography and notes. Body text and endnotes should be double-spaced in A4-paper (or equivalent of this form) and should be submitted by e-mail to [caps@jim.seikei.ac.jp](mailto:caps@jim.seikei.ac.jp), or by mailing a copy to the editorial office. A 300-word abstract should be attached at the time of submission. After refereeing, the editorial office will notify the author(s) its final decision concerning publication within three months after receiving the paper. Responsibility concerning facts and views rests solely with the author(s), and not with the editors of the review. For details, please see the website of the Center: <http://www.seikei.ac.jp/university/caps/english/05publication/journal.html#call>.

---

2014 All rights reserved

Published by Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University

3-3-1 Kichijoji-kitamachi, Musashino-shi, Tokyo 180-8633, Japan

TEL: 0422-37-3549 FAX: 0422-37-3866

E-mail: [caps@jim.seikei.ac.jp](mailto:caps@jim.seikei.ac.jp)

Printed and bound by Tokyo Engineering Service Co., Ltd. Tokyo, Japan

# Review of Asian and Pacific Studies

Special Issue

2014

## CONTENTS

Introduction .....	Takeshi Tomita
<b>I On Symposium “Toward the Whole Picture of the Detention in Siberia”</b>	
International Symposium on Japanese Prisoners of War in the Soviet Union .....	Takeshi Tomita
<b>II Japanese Prisoners of War in Kazakhstan</b>	
POWs in Kazakhstan: From their Detention to their Repatriation .....	Nurlan Dulatbekov
<i>Lagers</i> for POWs in Kazakhstan:	
Their Health Care System and Hygienic Conditions .....	Nurshat Zhumadilova
Archival Documents on POWs Taken during the Soviet-Japanese War .....	Zhanbolat Baimurynov
On Museum of <i>Karlag</i> .....	Bayan Zhunussova
My Short History during the Detention as POW in Kazakhstan .....	Masao Go
Traces of Japanese POWs Detained in Kazakhstan:	
Introduced with Photographs .....	Shunsuke Ajikata
Japanese POWs in Karaganda in their Memoirs .....	Takeshi Tomita
Appendix: Ahiko Tetsuro: A Former POW Who Remained in Karaganda after his Release from the <i>Lager</i> .....	Takeshi Tomita
<b>III Contemporary Research on the Detention and the Future Tasks of Social Movements for Historical Memoirs</b>	
Why Did Leaders in the Soviet Union Detain Soldiers of the Japanese Imperial Armed Forces? .....	
	Elena Katasonova
Memories for a Future:	
Preface to the Publication of <i>Japanese Prisoners of War in Karaganda Oblast</i> .....	Nurlan Dulatbekov
For the Inheritance of our Historical Past: Some Problems Three Years after the Enactment of the Act on Special Measures for Post-war Forced Internees .....	
	Ken Arimitsu
Recent Achievements of Research on Japanese POWs in the Soviet Union and its Further Tasks in the Future .....	
	Takeshi Tomita
Introduction to Issues on Japanese POWs in the Soviet Union:	
What Should Be Read? .....	Takeshi Tomita